

## 第1部 2001～2002年の海外情勢

## 第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

## 第1節 国際機関による経済及び雇用・失業の動向と見通し

表1-1 国際機関の経済見通し

表1-1 国際機関の経済見通し

(%)

	IMF (2002年4月)			OECD (2002年4月)		
	2001年	2002年 見通し	2003年 見通し	2001年	2002年 見通し	2003年 見通し
世界計	2.5	2.8	4.0	-	-	-
先進国	-1.2	1.7	3.0	1.0	1.8	3.0
日本	-0.4	-1.0	0.8	-0.4	-0.7	0.3
アメリカ	1.2	1.7	3.0	1.2	2.5	3.5
カナダ	1.5	2.5	3.6	1.5	3.2	4.0
メキシコ	-0.3	1.7	4.9	-0.3	1.8	4.5
E.U.	1.7	1.5	2.9	1.7	1.5	2.8
ドイツ	0.6	0.9	2.7	0.6	0.7	2.5
フランス	2.0	1.4	3.0	2.0	1.4	3.0
イタリア	1.8	1.4	2.9	1.8	1.5	2.8
イギリス	2.2	2.0	2.8	2.2	1.9	2.8
オーストラリア	2.4	3.9	4.0	2.4	3.7	4.0
ニュージーランド	2.4	2.6	3.0	2.4	2.7	3.5
アジアNIEs	0.8	3.6	5.1	-	-	-
韓国	3.0	5.0	5.5	3.0	6.0	6.5
台湾	-1.9	2.3	4.8	-	-	-
香港	0.1	1.5	3.6	-	-	-
シンガポール	-2.1	3.2	5.1	-	-	-
発展途上国	4.0	4.3	5.5	-	-	-
アジア	5.6	5.9	6.4	-	-	-
中国	7.3	7.0	7.4	-	-	-
インドネシア	3.3	3.5	4.0	-	-	-
マレーシア	0.4	3.0	5.5	-	-	-
フィリピン	3.4	4.0	4.2	-	-	-
タイ	1.8	2.7	3.5	-	-	-
中南米	0.7	0.7	3.7	-	-	-
アルゼンチン	-3.7	-10~-15	0~3	-	-	-
ブラジル	1.5	2.5	3.5	-	-	-
中東	2.1	3.3	4.5	-	-	-
アフリカ	3.7	3.4	4.2	-	-	-
市場経済移行国	5.0	3.9	4.4	-	-	-
ロシア	5.0	4.4	4.9	-	-	-
中東欧	3.1	3.0	4.0	-	-	-

資料出所：国際通貨基金（IMF）「World Economic Outlook」（2002年4月）

経済協力開発機構（OECD）「Economic Outlook No.71」（2002年4月）

注 先進国のOECD見通しは、OECD加盟国29カ国。

NIEsは、韓国、台湾、香港、シンガポール。

IMFのアジア計には、日本、アジアNIEs、中央アジアは含まれていない。

表1-2 OECD諸国の就業者数及び失業率の推移と予測

表1-2 OECD諸国の就業者数及び失業率の推移と予測

(%)

		2000年 (実績)	2001年 (実績)	2002年 (予測)	2003年 (予測)
就業者数 増減率	O E C D 計	1.3	0.4	0.0	0.1
	G 7 諸 国	1.5	0.7	0.2	0.9
	ア メ リ カ	1.3	-0.1	-0.4	1.4
	日 本	-0.2	-0.5	-1.5	-0.4
	ド イ ツ	1.6	0.2	-0.3	0.5
	フ ラ ン ス	2.5	1.5	0.4	0.8
	イ タ リ ア	1.9	2.0	1.5	2.0
	イ ギ リ ス	1.0	0.8	0.3	0.6
	カ ナ ダ	2.6	1.1	1.6	1.7
	他の O E C D 諸 国	1.2	0.3	-0.1	-0.2
E U 諸 国	2.0	1.3	0.4	0.9	
失 業 率	O E C D 計	6.1	6.4	6.9	6.7
	G 7 諸 国	6.9	6.8	7.2	7.1
	ア メ リ カ	4.0	4.8	5.6	5.3
	日 本	4.7	5.0	5.8	6.0
	ド イ ツ	7.5	7.4	7.8	7.6
	フ ラ ン ス	9.4	8.7	9.2	9.0
	イ タ リ ア	10.7	9.6	9.1	9.0
	イ ギ リ ス	5.5	5.1	5.3	5.3
	カ ナ ダ	6.8	7.2	7.6	7.2
	他の O E C D 諸 国	5.8	6.3	6.8	6.6
E U 諸 国	7.8	7.4	7.6	7.5	

資料出所：OECD「Employment Outlook (2002年7月)」

注 失業率は、就業者数と失業者数の合計を分母として算出したもの。したがって、各国で公表されている失業率とは算出方法が異なる場合がある。「G7諸国」及び「他のOECD諸国」の数値は試算。

## 第1部 2001～2002年の海外情勢

### 第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

#### 第1節 国際機関による経済及び雇用・失業の動向と見通し

##### 経済動向

#### 1 経済協力開発機構(OECD)

---

経済協力開発機構(OECD)は、「経済見通しNo.71(2002年4月)」の中で、OECD加盟国の実質経済成長率は、2001年は、9月にアメリカで発生したテロ事件の影響等もあり1.0%となったが、情報通信技術分野への投資の回復等により、当初の予想よりも早い回復が見られるため、加盟国の成長率は2002年は1.8%、2003年には3.0%となると予想している。しかし回復の度合は、加盟国の間でも地域差が生じると予測されている。

---

## 第1部 2001～2002年の海外情勢

### 第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

#### 第1節 国際機関による経済及び雇用・失業の動向と見通し

##### 経済動向

#### 2 国際通貨基金(IMF)

---

国際通貨基金(IMF)は、「世界経済見通し(2002年4月)」の中で、世界経済の実質経済成長率は、世界計で2002年2.8%、2003年4.0%、先進工業国で2002年1.7%、2003年3.0%と予測している。日本やアルゼンチンなど、依然深刻な問題を抱える国もあるものの、欧米では、2001年後半からの経済の減速が底を打ったと考えられる徴候が徐々に現れてきているとしている。

---

## 第1部 2001～2002年の海外情勢

### 第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

#### 第1節 国際機関による経済及び雇用・失業の動向と見通し 雇用・失業の動向

---

OECDは、「雇用見通し(2002年7月)」の中で、OECD加盟国の2001年の就業者数は、景気の減速を反映し、前年より低い伸び率となり、加盟国全体では0.4%の低い伸びに止まったとしている。2002年及び2003年については、増加率はそれぞれ0.0%、0.1%となると予測している。失業率は、2001年は経済活動の減速の影響を受けて6.4%となった。2002年及び2003年の失業率はそれぞれ6.9%、6.7%となると予測している。国・地域別に見ると、欧州では一部の国を除き失業率は2002年にやや上昇し、アメリカでは2002年に5.6%に上昇、日本では2002年に5.8%、2003年には6.0%に達すると予測している。

---

## 第1部 2001～2002年の海外情勢

### 第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

#### 第2節 主要先進国及びEU

##### アメリカ

###### 失業保険法支給延長等に係る法律の概要

###### 失業保険法支給支援延長等に係る法律の概要

1) 失業保険受給率が4%以上の州について、自動的に支給期間を13週間延長する(支給期間は通常最大26週間であるため、39週間まで受給可能となる。)対象者は2001年9月11日以降に通常の失業保険給付を受給し終えた者。

このほか・給付水準の改善・受給資格の拡大を行う各州は連邦失業信託基金(連邦失業税の積立金)から総額8・億ドルを受けられる(注3)。いずれも2003年1月までの時限措置である。

2) ニューヨークの世界貿易センタービル周辺地域の事業所減税(注4)(50億ドル)

3) 一定の設備投資に対する30%の特別償却(3年間)

4) 福祉から労働」施策関連減税の期間延長(2003年まで)

5) 予算規模420億ドル(10年間)

###### (注1)宿泊型若年者集団教育訓練(Job Corps)

社会的に不利な立場にある若年者に対し、原則として寮に宿泊しながら、社会生活を営む上での基本的なしつけから、読み書き、算数などの基礎的な教育及び職業訓練を受けさせるプログラムである。平均滞在期間は7ヵ月で、修了した者は就職又は進学をする。全国に100ヵ所以上設置されており、その収容人員規模は、小さいもので200人、大きいものは2,000人を超える。

宿泊型若年者集団教育訓練は、他のプログラムと異なり、州を通さず連邦が直接実施するプログラムである。ただし、実際の運営については、労働省と契約した民間企業又は労組が行っている。契約の際は、宿泊型若年者集団教育訓練を卒業した者のうち、フルタイムの仕事にどのくらいの割合の者が就いたか、高卒資格を得た者の数は何人かなどの業績の達成目標が労働省から示され、各企業・労組はこの目標を達成することが求められる。施設は、ほとんどの場合、労働省の所有又は労働省が借り上げたものである。指導員については、運営している企業の従業員又は職種によっては労働組合員が担当している。

プログラムを修了した者は、地域の公共職業安岸機関や、労組の紹介、宿泊型若年者集団教育訓練が各地に契約している民間の紹介業者を通じて職を得るが、1割強は自ら職場を探して就職する(求職活動も重要な訓練事項である)。この結果、就職率は90%を超えている。

宿泊型若年者集団教育訓練プログラムは、今まで職に就いてなかった者が就職することにより彼らから納税されるようになること、社会福祉の支出が減少することなどの成果があると評価されている。労働省の試算によると、宿泊型若年者集団教育訓練プログラムに対する投資効率は150%である(1ドルの投資につ1.46ドルの見返り)。このため、現在の連邦政府の職業訓練政策の中でも重要視されている。

(注2)本法案は昨年9月11日の同時多発テロ事件後の景気対策(経済刺激法案)として、上下両院で審議されていたもの。共和党指導部が大企業向け大規模減税(昨年の個人所得減税時の企業向け確約)との抱き合わせに固執したのに対し、民主党指導部は財政規律保持の観点(社会保障基金からの取り崩しを警戒)から大規模減税には反村の立場をとり、上院での調整が難航していた。しかし各種経済統計やグリーンズパン連邦準備理事会(FRB)議長の議会証言(経済刺激策不要論)等から経済回復基調が確実視される事態となったため、共和党指導部が譲歩し妥協が成立した。

###### (注3)米国雇用保険制度について

米国雇用保険制度は、1935年に連邦社会保障法に基づいて創設され、その後多くの改正を経て、今日に至っている。米国の制度の基本的な特徴は、連邦と州の2重構造となっていることである。連邦は雇用保険について一定の枠組みを定めるとともに、連邦失業税を財源として連邦失業信託基金を設け、連邦の定める基準に合致する州に対して、運用費用の負担、延長給付など一定のプログラムの費用の負担、州の失業信託基金に対する資金の融資等を行っている。連邦が一定の基準を定めて調整を行っているものの、雇用保険制度は、基本的には、各州がそれぞれ設けており、保険料率や保険給付の内容などは各州が独自に定め、また、保険基金の運用も各州ごとに行っている。このため保険の内容は各州によって異なってくる。

(注4)大企業向け大規模減税と抱き合わせて政府・共和党指導部が提案していた失業者の医療保険料負担軽減(60%相当額の税額控除・返還制度)は、高齢者・貧困者向けメディケア、メディケイドを除き公的医療保険制度を有しない米国にとって画期的な政策として注目されていたが、実現に至らなかった。

---

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

## 第1部 2001～2002年の海外情勢

### 第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

#### 第2節 主要先進国及びEU

##### アメリカ

#### 1 経済及び雇用・失業の動向

2000年後半以降IT関連産業を中心に始まった景気の減速は、2001年前半までに広く経済全般に波及し、2001年3月以降景気は後退局面入りした。その後、IT関連産業の減速が緩やかになったことや景気刺激的な財政・金融政策から夏頃には減速のペースは緩やかになったが、2001年9月11日の同時多発テロの発生により、景気は再び急速に冷え込み、2001年の成長率は1.2%となった。

雇用動向をみると、1993年以降、雇用の回復は堅調となり、1993年初めから2000年末までに2,000万人を超える雇用が創出された。2001年に入ると、製造業では、在庫調整が進むなかで、生産活動が停滞し雇用調整が行なわれる一方、建設業、サービス業等では雇用の拡大が続いていたが、後半になると、テロ事件による影響もあって、多くの企業において人員削減が行なわれた。これを受け、失業率は2001年は4.8%と上昇した。

表1-3 アメリカの実質GDP成長率と雇用・失業の動向

表1-3 アメリカの実質GDP成長率と雇用・失業の動向  
(万人、%)

	1998年	1999	2000	2001				
				1～3月	4～6	7～9	10～12	
実質 GDP 成長率	4.3	4.1	4.1	1.2	2.5	1.2	0.5	0.5
就業者数	13,146	13,349	13,521	13,521	13,501	13,518	13,531	13,584
雇用者数	12,587	12,879	13,142	13,142	13,101	13,165	13,172	13,188
失業者数	621	588	566	566	569	557	554	565
失業率	4.5	4.2	4.0	4.8	4.2	4.5	4.8	5.6
16～19歳	14.6	13.9	13.1	13.1	13.4	11.9	12.9	13.1
20～24歳	7.9	7.5	7.1	7.1	7.5	7.5	6.6	7.0

資料出所：アメリカ商務省ホームページ

アメリカ労働省「Employment and Earnings」等

注 1 実質GDPは前年比または前年同期比

2 雇用者数は非農業事業所雇用者数

3 就業者数、雇用者数、失業者数、失業率の四半期の数値はそれぞれ3、6、9、12月の値

表1-4 アメリカにおける産業別雇用者数の推移



表1-4 アメリカにおける産業別雇用者数の推移

(千人、%)

	1993年	2001年	93年比増減	
	実数	実数	実数	寄与度
全 体 計	110,713	132,213	21,500	100.00
生 産 部 門	91,872	111,341	19,469	90.55
鉱 業	23,352	25,122	1,770	8.23
建 設 業	610	563	-47	-0.23
製 造 業	4,668	6,861	2,193	10.59
耐 久 財	18,075	17,698	-377	-1.75
非 耐 久 財	10,221	10,638	417	1.94
サ ー ビ ス 部 門	7,854	7,060	-794	-3.69
運 輸 ・ 通 信 ・ 公 益 業	87,361	107,092	19,731	91.77
卸 売 業	5,811	7,070	1,259	5.86
小 売 業	5,981	7,014	1,033	4.80
金 融 ・ 保 険 ・ 不 動 産 業	19,773	23,488	3,715	17.28
サ ー ビ ス 業	6,757	7,624	867	4.03
農 業 関 連	30,197	41,024	10,827	50.36
ホ テ ル 等	519	832	313	1.46
ク リ ー ニ ン グ ・ 理 容 等	1,596	1,915	319	1.48
ビ ジ ネ ス サ ー ビ ス	1,137	1,276	139	0.65
建 物 保 守 等 建 物 保 守 等	5,735	9,628	3,893	18.11
人 材 派 遣 等 人 材 派 遣 等	823	1,001	178	0.83
コ ン ピ ュ ー タ ー 関 連	1,906	3,532	1,626	7.56
自 動 車 修 理 ・ 駐 車 場	893	2,193	1,300	6.05
そ の 他 修 理	925	1,302	377	1.75
映 画	349	362	13	0.06
娛 楽 ・ レ ク リ エ ー シ ョ ン	412	592	180	0.84
健 康 関 連	1,258	1,772	514	2.39
法 律 関 連	8,756	10,344	1,588	7.39
教 育 関 連	924	1,026	102	0.47
社 会 関 連	1,711	2,419	708	3.29
博 物 館 ・ 動 植 物 園	2,070	3,051	981	4.56
会 員 組 織	76	110	34	0.16
技 術 ・ 経 営 関 連	2,035	2,498	463	2.15
そ の 他	2,521	3,525	1,004	4.67
政 府 関 連	41	51	10	0.05
	18,841	20,873	2,032	9.45

資料出所：アメリカ労働統計局

注 非農業事業所

雇用失業情勢の特徴をみると、雇用の回復が堅調になった1993年から2001年までに2,150万人の雇用が創出されたが、その内訳をみると、サービス部門における雇用の増加が顕著である。特にサービス業ではこの間に1,000万人を超える雇用が創出されており、雇用増全体の約50%を占めている。その内訳をみると、人材派遣等の人材供給関連、ソフトプログラマー等のコンピューター関連、在宅介護を含む健康関連、育児やその他ホームサービス等の社会関連、技術・経営支援等の技術・経営関連が顕著な伸びを示している。また、個人消費の拡大を背景に、小売業でも雇用が伸びており、この間に370万人を超える雇用が創出された(雇用増全体の約17%を占める)。一方、生産部門においては、住宅投資の拡大を背景に、建設業では雇用が増加しているものの、鉱業ではほぼ横這い、製造業では雇用が減少している。

表1-5 アメリカにおける年齢階層別・人種別失業率の推移

表1-5 アメリカにおける年齢階層別・人種別失業率の推移

(%)

	95年	96年	97年	98年	99年	2000年	2001年
全体	5.6	5.4	4.4	4.4	4.2	4.0	4.8
16～24歳	12.1	12.0	11.3	9.8	9.9	9.3	10.6
25～54歳	4.5	4.3	3.9	3.4	3.2	3.1	3.8
55歳以上	3.7	3.4	3.0	3.0	2.8	2.6	2.9
白人	4.9	4.7	4.2	3.9	3.7	3.5	4.2
黒人	10.4	10.5	10.0	8.9	8.0	7.6	8.7
ヒスパニック	9.3	8.9	7.7	7.2	6.4	5.7	6.6

資料出所：アメリカ労働統計局

表1-6 アメリカにおける失業期間の推移

表1-6 アメリカにおける失業期間の推移

(週間)

	95年	96年	97年	98年	99年	2000年	2001年
平均失業期間	16.6	16.7	15.8	14.5	13.4	12.6	13.2
中位失業期間	8.3	8.3	8.0	6.7	6.4	5.9	6.8

資料出所：アメリカ労働統計局

表1-7 アメリカにおけるマス・レイオフ(件数・失業手当申請者数)の推移

表1-7 アメリカにおけるマス・レイオフ(件数・失業手当申請者数)の推移

(件、人)

	2000年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
件数	1,934	1,045	986	924	984	1,597	1,333	751	936	874	1,697	2,677
人数	223,322	103,898	106,748	101,359	92,193	192,025	164,978	97,215	106,842	103,755	216,514	326,743
	2001年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
件数	1,522	1,501	1,527	1,450	1,434	2,107	2,117	1,490	1,327	1,831	2,721	2,440
人数	200,343	172,908	171,466	176,265	159,365	253,826	293,807	166,148	160,402	215,483	295,956	268,893

資料出所：アメリカ労働統計局ホームページ

注 マス・レイオフとは、1企業当たり50人以上の失業手当申請者が発生するレイオフ(レイオフの期間は問わない)。人数は当該レイオフにともない発生した失業手当申請者の数。

なお、労働者調整・再訓練予告法により、50人以上に影響を及ぼすレイオフについては、事前に所管の州及び地方政府に通知することが義務付けられている。

企業の雇用調整の動きをみると、2001年は各月とも2000年よりも一時解雇(レイオフ)の件数が増加し、また、それに伴う失業手当申請者数も増加した。

## 第1部 2001～2002年の海外情勢

### 第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

#### 第2節 主要先進国及びEU

##### アメリカ

#### 2 雇用・失業対策

#### (1) 2003年度労働省予算案提出

2002年2月22日、ブッシュ大統領は、2003年度予算案を議会に提出した。労働省関連予算の概要は以下のとおりである。

##### 2003年度予算案(労働省関連)の概要

###### 1 概要

2003年度予算は、テロリズムとの戦いの勝利、自国の保護の強化、経済の活性化及び雇用創出という国全体の3つの目標の達成とのバランスを取りつつ、変化し続ける経済や労働力に対応するという考え方が基本となっている。具体的には、裁量的経費114億ドル(今年度実績費11億ドル減、9%減)、義務的経費451億ドル(同18億ドル減、4%減)で、全体の予算額は、565億ドル(同29億ドル減、5%減)。職員は、17,179人(同253人減)である。

###### 2 重点施策

21世紀の労働力の育成と退職者に対する保障の確保等を重点施策としている。

###### 3 失業保険制度の改革

失業保険制度を強化し、柔軟性を促進するため、13週間失業給付期間を延長し、連邦政府から州政府に90億ドルを支出するとともに、連邦失業税を減き税することとしている。

###### 4 退職者に対する保障の確保

労働者のための退職金、年金、健康保険等を守るため、年金福祉給付局の第1線活動を強化するため、600万ドル増額し、9,200万ドルを支出するとともに、職員を11名増員することとしている。

###### 5 宿泊型若年者集団教育訓練

宿泊型若年者集団教育訓練について、施設の拡張、対象者の貧困若年者への拡大、訓練内容の拡大等を図るため、7,300万ドル増額し、15億3,200ドルを支出することとしている。

###### 6 障害者の雇用促進

2001年度に設置された障害者雇用政策部(Office of Disability Employment Policy)において、政策分析、技術的支援、好事例開発等を通じた障害者雇用の促進のため、900万ドル増額し、4,700万ドルを支出することとしている。

###### 7 監査機関

会計検査調査及び評価を通じ労働省の各施策の一層の効率化を図るとともに、事業所の労働省プログラムの悪用や不正の発見、防止を図るため、500万ドル増額し、6,500万ドルを支出することとしている。

## 8 予算の削減

宿泊型若年者集団教育訓練以外の職業訓練の整理統合により予算を削減するとともに、職業安全衛生局(Occupational Safety & Health Administration)及び鉱山安全衛生局(Mine Safety and Health Administration)の規制部局の予算を削減することとしている。

また、国際労働局については、9,341万ドル減額し、5,460万ドルを支出することとし、搾取的な児童労働の禁止ための国際機関への支出等中核的な使命を継続して実施することとしている。

## (2) 看護婦不足問題

2001年5月17日、上院保健・教育・労働・年金委員会は看護(補助)者不足問題の解決に関する公聴会を開催したところ、その概要は以下のとおりである。

冒頭にスカンロン会計検査院課長が看護労働力に関する報告書を提出し証言を行った。なお、報告書はジェフォード委員長の要請により作成されたものである。

### スカンロン会計検査院課長が提出した報告書と証言の概要

ヘルスケア提供機関(病院・老人ホーム及び在宅介護)にとって、看護者及び看護補助者の採用・定着は中心的関心事項であり、看護婦等不足の要因は、看護需要の複雑化や住宅・地域型ヘルスケアの拡大でケアの質に深刻な影響を与えている。

看護婦等不足は人口動態的にみて悪化の方向であり、今後30年間でベビー・ブーマーが高齢化し、65歳以上の人口が倍加する一方、従看護者等の供給源である25歳～54歳層の女性の入口はほとんど増加していない。主に病院に従事する看護者の将来の不足要因は、職務満足度の低下と考えられ、その多くは職務遂行のプレッシャーや時間外労働及びストレス関連疾患などがあげられる。職務満足度の低下は、看護者の職場への定着を阻害する主因で、現在看護者の18.3%は看護業務についていない(1992年の17.3%に比べやや上昇)。主に老衰1人ホームや在宅介護に従事する看護補助者の不足は、一層深刻で、採用・定着が難しい状況であり、その要因としては、低賃金・手当と困難な労働条件であり、老人ホームの看護補助者の平均賃金は時給8.29ドル(5月末現在1ドル121.25円)で、サービス労働者や全労働者の平均よりも低く、18%が貧困レベル以下である。仕事は肉体労働中心で、労働災害の発生率ももっとも高い分野のひとつとなっている。

看護補助者の採用・定着対策は、30の州で賃金手当の改善、追加的な訓練やキャリア向上のための機会の開発及び職場環境・技能・社会的サポートの改善を含む追加的な労働者支援を実施しているが、政策評価がなされていないのが実態である。

また、引き続きAFL-CIO部長、Mercy Health System会長などが証言を行い以下のような政策提言を行った。

### AFL-CIO部長等による政策提言の内容

- 1) 経営者、医師及び看護者等がチームとして意思決定するための組織構造改革
- 2) 訓練機会の提供による地位(賃金)の向上
- 3) 義務的時間外労働の削減(サービス労組の調査によると、年間8週間半に出当たる時間外労働があるとされる)
- 4) メディケア、メディケイドを通じた看護者等の処遇改善
- 5) 看護者等の業務の合理化(保険を含むペーパー・ワークの削減)
- 6) テクノロジーによる看護者等の負担軽減

既にジェフォード委員長は、ケリー議員と共同で、メディケイドを看護補助者に向け訓練や資質評価プログラムに調和させることや看護者等不足地域での2年間の勤務を条件に看護教育に係る非課税奨学金プログラム(5,000万ドル)を設けることなどを内容とする看護者再投資法案を提出している。また、ケネディ議員はケリー議員と共同で、看護者は時間外労働を強いられることはないことや義務的時間外労働を廃止するヘルスケア提供機関に対する資金援助を内容とする法案を準備しているとされている。



### (3) 21世紀人材サミットの開催

#### ●21世紀人材サミット

2001年6月20日、企業、労働組合及び政府幹部が一同に会し、労働力間の技能格差、労働力の構造変化、労働力の将来について議論する「21世紀人材サミット」が、労働省により開催された。

#### ●サミットでの成果

##### 1) 大統領委員会の設置

サミットに出席したブッシュ大統領は、労働省に21世紀人材部(Office of the 21st Century Workforce)を設置すること、及び21世紀人材に関する大統領委員会(President's Council on the 21st Century Workforce)を創設するエグゼクティブ・オーダーに署名した。21世紀人材部は、21世紀人材の需要に対応した研究及び戦略の開発を行うことを目的とし、大統領委員会は、大統領が指名する産業界、労働界、州・地方政府、専門家13名によって構成され、労働・職場環境の変化の評価、こうした変化に労働者及び企業が対応することができるよう支援するための現行・代替的アプローチの検討を行い、大統領及び労働長官に助言するものである。(2年間の時限措置)。

##### 2) 参加者による政策提言

サミットでは、特に教育及び障害者雇用の問題に焦点が当てられた。大統領は、現在両院協議会で審議されている教育改革法案を新学期までに仕上げるよう求めるとともに、障害者の雇用を容易にするため在宅勤務の重要性を指摘した。また、グリーンズパン連邦準備制度理事会議長は、教育は労働及び訓練と統合され、様々なキャリアの段階の経験のある労働者及び初期の研究コースから始める学生双方のニーズに合致したフレキシブルな教育システムを構築すべきとした。チャオ労働長官は、人口の高齢化に触れ、高齢者ができるだけ長く職を保持できるよう引退期に一部年金を受けながらフルタイムからパートタイムに移行できるような雇用システムを政府、民間とも開発すべきとした。

労働界から出席したスウィーニーAFL-CIO会長は、職業訓練プログラムを構築する上で労働界の強力な参加が成功のカギとなるとしたほか、特にグローバル化の問題に触れ、現在議論されているファスト・トラック権限及び米州自由貿易地域の問題に関し、通商合意の一部として中核的労働基準が位置付けられることが必要であり、労働組合に参加・結成する権利など基本的な権利を強調しなければ、「とにかく仕事が先で世間並みの労働は後回し」との考え方が支配し、結局後者が実現することはないとした。

##### 3) 労働省の新施策

サミットに際し、労働省はいくつかの新施策を発表した。

a. 宿泊型若年者集団教育訓練(Job Corps)(注1)の拡充で同センターは、高校等とパートナーシップを結び、参加者が高校卒業資格を習得できるよう支援するほか、労働省及び教育省は、オンラインで学科を取って高校卒業資格を得られる遠隔学習システムを開発する。

b. 民間就職情報会社と協力して、求人情報を交換し、相互に参照できるようにするシステムの開発に取り組む。

c. 企業が職業安全衛生法等の規制を理解しやすくするため、使用者及び労働者に一般的な規制情報を提供するフリー・ダイヤルを設けるとともに、特定の照会に適切な部署から回答を受けられるよ

うにするためのEメールシステムを開発する。

#### (4) アメリカにおけるテロ事件

2001年9月11日朝、アメリカ・ニューヨーク市の世界貿易センタービル及びペンシルバニア州の国防総省(ペンタゴン)ビルに大型旅客機のハイジャック犯が当旅客機を衝突させ、世界貿易センタービルが倒壊、多数の死者・行方不明者が出て大惨事となった。この事件は、のみならず北米の航空業界及び航空機メーカーに深刻な打撃を与え、多くの企業において人員削減が行われる等、経済及び雇用にも悪影響を与えた。アメリカにおいては、航空業界が深刻な影響を受け、減便や乗客数の減少、安全対策や保険料の高騰などにより業界全体で180~330億ドルの損失が見込まれ、深刻な経営危機に直面している。9月22日には航空業界を支援することを目的として総額150億ドルを支出する緊急支援法案が連邦議会において成立したものの、大手航空会社は相次いで人員削減策を発表している。9月19日にユナイテッド航空とアメリカン航空がそれぞれ約2万人の人員削減を発表したほか、デルタ航空も同26日に1万3千人の人員削減を発表した。また、航空機メーカーも、ボーイングが最大で3万人の人員削減を発表するなど、関連業界への影響も深刻である。この結果、米人材派遣会社の集計では、米企業が発表した9月の人員削減計画は過去最大の約24万人に達し、前月比77%増となった。このうち21万人がテロ事件以降に発表されたものである。1月から9月までの累計でも、人員削減の総数は137万人と、過去最悪だった98年の68万人の2倍以上となった。

なお、これに関連して、連邦政府は10月初めまでに600億円規模の減税や雇用給付期間の延長などの総合経済対策を策定した。今回のテロが経済及び雇用に与える影響については、短期的には極めて大きいといえるが、中長期的な観点からは、米国経済に与える影響について楽観視する論調が多い。連邦準備制度理事会のグリーンズパン議長は9月20日、議会において証言し、「短期的には事件の影響は大きいものの、潜在的な成長率は失われていない。」との考えを表明した。また、IMFのロゴフ調査局長も、アメリカ経済に対する楽観的な見方を重ねて表明している。

#### (5) 失業保険支給延長法案の成立

ブッシュ大統領は、2002年3月9日、失業保険支給延長等に係る法律(3月6日下院、3月8日上院通過)に署名し、法案が成立した。その概要は以下のとおり。(注2)

## 第1部 2001～2002年の海外情勢

### 第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

#### 第2節 主要先進国及びEU

##### イギリス

###### 2002年度予算編成方針の概要

###### 1 全ての人のための雇用機会の拡大(Increasing Employment Opportunity for All)

- (1) 就労税額控除の対象を、子供を持たない低所得者へ拡大する。
- (2) 大規模な整理解雇によって生じた失業者に対して、求職活動及び職業訓練に関し更なる支援を行う。
- (3) 失業率の高い貧困な地域の支援の難しい人々に対して、一時的な就労を促進することにより、長期失業者が集中する地域への支援を強化する。

###### 2 家族及び地域社会に対する公平性の確保(Fairness for Families and Communities)

- (1) 年金受給者の生活水準向上のための政策を導入する。
- (2) 子供を持つ家庭に対する児童税額控除を導入する。

###### 3 良質な公共サービスの提供(Delivering High Quality Public Services)

- (1) 現在発表されている、今後20間の国民健康サービスの在り方を左右する国民健康サービス制度に関する調査の中間報告(注4)について、今後、現場の職員や患者等からの意見を求め、最終報告をとりまとめる。
- (2) 国民保健サービスに対し、10億ポンドの追加支出を行う。

(注1)現労働党政権による「福祉から就労へ(Welfare to Work)」政策の要として、一部先行地域による導入期間を経て1998年4月より全国的に実施されている職業訓練、就職促進を目的とする一連の雇用政策。現在のところ、若年者、25歳以上の長期失業者、一人親、障害者、50歳以上の高齢者及び失業者の配偶者という具体的な6つのグループ毎にプログラムを展開している。

(注2)若年者向けニューディールプログラムにおいては、初期4ヵ月までのゲイトウェイ期間中に仕事を見つけられなかった者又は職業準備が整っていない者に対して、

- 1)助成金付き就職、
- 2)求職者給付を受給しながらの教育訓練、
- 3)公的環境保全事業での就労と訓練及び
- 4)ボランティア団体等での就労と訓練

といった選択肢が与えられている。

(注3)イギリスの疾病障害者への給付には様々なものがあるが、「就労不能手当(Incapacity Benefit:IB)」は、その主要なものの一つで、働いていた人が疾病・障害のために働けなくなった際に給付される拠出制の手当である。当初28週間は雇用主から、それ以後は国民保険から拠出されるIBは2001年に約159万人が受給している。その他の疾病・障害者関係の給付としては「重度障害給付(Severe Disablement Allowance)」(約40万人)、「障害生活給(Disability Living Allowance)」(217万人)等がある。

(注4)2002年度予算編成方針が発表された同日、政府委嘱により、実施中の国民健康サービス(NHS)制度に関する調査の中間報告(座長：Derek Wanless(デレック・ワンレス))が公表され七同報告では、NHSは患者の期待レベルに届かず、また、先進諸国の制度と比較して質が劣っている結論づけられている。

---

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*



## 第1部 2001～2002年の海外情勢

### 第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

#### 第2節 主要先進国及びEU

##### イギリス

#### 1 経済及び雇用・失業の動向

2001年の経済成長率は2.2%となり、前年に比べ減速した。世界経済の減速や対ユーロでポンド高となったこと等から製造業の生産は低迷したが、中央銀行であるイングランド銀行による金利引下げなどの政策効果もあって、個人消費や住宅投資は堅調に推移した。2001年10～12月期には、世界経済の停滞等による輸出の低迷や企業の設備投資減少等から前期比でゼロ成長となるなど景気減速が明らかとなった。

表1-8 イギリスの実質GDP成長率と雇用・失業の動向

表1-8 イギリスの実質GDP成長率と雇用・失業の動向

(%、千人)

項目	1998年	1999	2000	2001				
					1～3月	4～6	7～9	10～12
実質GDP成長率	2.9	2.4	3.1	1.9	2.3	2.1	1.9	1.5
労働力人口	29,049	29,419	29,737	29,804	29,762	29,836	29,843	29,952
就業者数	27,227	27,611	28,053	28,332	28,248	28,336	28,317	28,396
うちパートタイム	6,755	6,850	6,970	7,038	7,055	7,042	6,996	7,052
パートタイム比率	24.8	24.8	24.8	24.8	25.0	24.9	24.7	24.8
雇業者数	23,657	24,119	24,622	24,889	24,798	24,902	24,870	24,889
失業者数	1,822	1,808	1,684	1,472	1,514	1,500	1,526	1,557
失業率	6.3	6.1	5.7	4.9	5.1	5.0	5.1	5.2

資料出所：実質GDP成長率は国家統計局「Economic Trends」、他は同「Labour Market Trends」

注1 実質GDP成長率は、前年比または前年同期比

2 実質GDP成長率以外の年数値は3～5月期の数値

3 就業者数には、16歳以上で、雇業者、自営業者、無給の家族労働者、政府支援の教育訓練受講者が含まれる。

4 失業者の定義はILO定義。

雇用情勢をみると、1993年には10%を越えていた失業率(ILOベース)も1995年以降は低下しはじめ、2001年は4.9%と2000年よりも0.8ポイント低下、ここ20年来で最低の水準となった。

## 第1部 2001～2002年の海外情勢

### 第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

#### 第2節 主要先進国及びEU

##### イギリス

#### 2 雇用・失業対策

#### (1) ニューディール政策に関する会計検査院報告

2002年2月28日、イギリス会計検査院が、若年者のためのニューディール(New Deal for Young People : NDYP)(注1)に関する報告書を議会に提出した。概要は以下のとおり。

##### 若年者向ニューディール政策に関する会計検査院報告の概要

1 若年者のためのニューディールは、2000年9月までに250,000人、2001年10月までに339,000人の若年者を一旦は職に就かせるという目標を達成し、若年者雇用の水準に対し、及び広範に英国経済に対し積極的影響を与えた。しかしながら、これらの若年者のうち多くの者は、他の労働市場政策によって、ニューディール政策の支援がなくとも、いずれ就職することができた者である。

2 若年者のためのニューディールが再効な効果を維持していくためには、今後、未充足求人がより少ない状況になるおそれのある経済状況への変化に適合するよう政策を見直していくことが必要である。また、基本的な読み書きや計算能力の欠如、ホームレスであること、犯罪歴、薬物またはアルコール依存症であることなど、就職に対し、厳しい多重の障害(困難)に直面している若年失業者のグループにもきめ細かく対応していくことが必要である。

3 2001年10月末までに約339,000人のニューディール参加者は、少なくとも短期の雇用には就いた。これらのうち約244,000人は3か月以上継続する。補助金のない継続雇用の職に就き、プログラムから離れた。しかしながら、雇用サービス庁の調査によれば2001年10月時点で、就職によりプログラムを離れた参加者めうち、33,000人が6か月以上の失業者としてプログラムに戻っている。

4 プログラム参加者の長期雇用に係るエンプロイヤビリティ(雇用可能性)が向上したという証拠も存在しているが、雇用サービス庁は、参加者が就いた仕事の特徴や質、一度雇用されることにより獲得された進歩、エンプロイヤビリティの向上を体系的に監視していない。

5 本プログラムにより、2000年3月までの最初の2年間に、若年失業者の水準を25,000人～45,000人減少させ、8,000人～20,000人の雇用を増加させたと見込まれている。また、18歳から24歳以外の層において間接的に10,000人の雇用を増加させる効果を有した。

6 政府は、2000年3月までに本プログラムに対して6億6,800ポンドを費やした。雇用の増加による税収の増加が2億ポンド以上であり、その効果を差し引いた、プログラムの純費用は年間1億4,000ポンドであると推定される。本プログラムにより、一人を新たに就職させるための費用の平均は5,000ポンドから8,000ポンドである。

7 プログラム設計の更なる改善のために、政府が2001年3月に発行したグリーンペーパー「現代社会における完全雇用を目指して(Towards full employment in a modern society)」によって打ち出され、雇用年金省及び雇用サービス庁が実施しつつある計画(

- 1) プログラムにおける弾力性の拡大、
- 2) 参加する使用者及び助成金付き就職の拡大、

3)基本的な労働習慣が欠如している者等より就職支援の難しい者に対する更なる援助

等)に留意している。これらのいくつかは、本報告書の勧告に重なるものである。

8 勧告

(1) 雇用年金省及び雇用サービス庁は、引き続き協力して、全てのプログラムにおいて設定された目標の達成を可能ならしめ、プログラム全体の費用対効果を監視すること。

(2) 新たに実施すべきパフォーマンスの計量は、エンプロイヤービリティにおける改善の程度、獲得された新規雇用の数、プログラムの恩恵を受ける参加者のうち就職困難者の数など、プログラムによって付加された価値を監視するよう設計されるべきものであること。これを支援するため、雇用サービス庁は、行き先が分からない、若しくは、安定した雇用に就いているか不明のままプログラムから離れたと記録されている参加者のその後の労働市場における活動を特定し、監視するための措置を引き続き講じていくべきであること。

(3) 雇用年金省は、そうすることが明らかに効果のある失業者に対しては、ゲイトウェイ期間(集中的に就職を目指した助言及び支援を受ける最長4ヵ月の期間)を延長する余地を再検討すること。

(4) 雇用サービス庁は、引き続き、使用者とのより効果的な連携、地域におけるプログラムの実施に係る使用者のより大きな協力、使用者の協力を促進するための一層の奨励措置の提供を通じて、企業への助成金付き就職の1役割を拡大すること。(注2)

(5) 雇用年金省は、参加者を継続的な雇用に結びつける効果が限定的ではないかという観点から、助成金付き就職と比較した他の労働体験プログラム選択肢の費用対効果について継続的に検証を行うこと。

(6) 雇用年金省は、引き続き過去よりもプログラムを経験した参加者や雇用に向けて特に厳しい障害を有する参加者を支援するため、より目標を明確化した方式を開発すべきであること。

今回の会計検査院の報告は、25万人の若年者に対して就職を公約していたニューデール政策は、プログラム自体は実質的には最初の2年間に最大でも2万人の就職にしか結びつかなかったことを明らかにしつつ、しかし、一定の費用対効果があったとしている。

このプログラムは、1997年に労働党が政権の座に就いた際の選挙公約の中で最も野心的な最重要課題として導入されたものであり、それ以来、大きな成功を収めていると認められてきた。しかしながら、本報告によると最近の健全な経済状況及び自然的に発生する退職者の補充により、ほとんどの若年者は、このプログラムがなくとも就職することができたと指摘している。

2002年2月27日、ブラウン雇用担当閣外大臣は、ニューデール政策によって、就職した若年者は35万人に近づいており、18歳から25歳の長期失業者は実質的に一掃されたと講演しているが、現在プログラムにとどまっている者や数週間しか職についていなかった者も計上して、統計数値を操作していることになるのではないかと批判も出されている。

(2) 2001年度予算案

2001年3月7日、政府は2001年度予算を発表した。今回の予算は、予算編成方針に従い、1.マクロ経済の安定、2.生産性の向上、3.全ての人々のための雇用機会の拡大、4.家庭と地域社会に対する公平性の確保、5.環境保護の5つを柱としており、これらの柱は2000年度予算と同様である。

政府は、高く安定した成長と雇用のレベルをもたらすために5つの長期経済目標を定めている。それらは、

- 1.生産性の向上、
- 2.全ての人々の雇用機会の拡大、
- 3.全ての人々の教育機会の提供、
- 4.児童の貧困の撲滅、

## 5.強力で信頼できる公的サービスの提供

である。この点、政府は2001年度予算について、2000年度予算及び2001年度予算編成方針に示された確固たる財政的な見地を取り込んで、継続的な経済の安定のための適切な条件を満たし、今後3年間の鍵となる公共サービスの計画的な拡大を下支えする一方で、政府の長期的な経済目標に対応するための更なる一歩を進めるものとなっている。

今年度予算で挙げられている産業・雇用関係の主な施策は以下のとおりである。

### 2001年度予算の概要

#### 1 生産性をめぐる課題への対応(meting the productivity challenge)

政府の長期的な目標は、イギリスの三要競争相手国との生産性のギャップを埋めることである。政府の戦略は生産性向上を推進する5つ、すなわち1.競争、2. 企業と革新、3. 技術、4. 投資、5.公的部門の生産性、に焦点を当てたものであり、政府は、目的の達成のために地域の持つ独自の力を開発し、地域の主導権に基づく裁量を与える地域経済施策を講じているところである。2001年度予算は、地域開発公社(Regional Development Agencies)に対して財政と地域の戦略を達成するための責任について更なる裁量を与えることとしている。

その他、2001年度予算には以下のような施策が盛り込まれている。

#### <競争力を強化するために>

##### 1) イギリスの経済競争を促進しうる体制の継続

生産性向上、イギリスの全ての地域の企業の振興及び地域経済戦略の履行を支援する更なる方策を予算に盛り込むものとする。

#### <企業振興と革新を進めるために>

2) 小規模企業の税金にかかる管理上の負担を軽減する施策を導入付加価値税(VAT)の影響の軽減及び小規模企業が簡単に税額を計算する方法などの検討を行うものとする。

##### 3) 地域投資に係る新たな税控除の検討

経済的に困難な状況にある地域において民間投資を進めるための新しい地域投資に係る税控除を検討するものとする。

##### 4) 企業管理奨励金の範囲を拡大

小規模企業の基準従業員数15人の制限を廃止し、1企業あたり3万ポンドを企業管理奨励金の上限とするものとする。

5) 大規模企業のための研究開発に係る新たな税控除の提案に対する検討小規模企業の研究開発に対する税控除を補完する。

##### 6) 技術者等の養成のための研究

イギリスにおいて、高い資質を有する科学者や技術者を養成することを目的とした自主的な研究を始めるものとする。

#### <投資を強化するために>

##### 7) 制度的投資の見直し

制度的投資の見直しに係るマイナー勧告の全てについてその前進を図る。最低資金供給条件を、長期かつ制度ごとの資金供給基準に置き換える。

#### <技術基盤の向上のために>

##### 8) 低い技術力の改善のための更なる方策



労働力の低い技術力の問題に取り組むため、政府を含め、更なる方策の必要性を検討する。

## 2 全ての人々への雇用機会の拡大(Increasing employment opportunity for all)

全ての人々への雇用機会の拡大とは完全雇用達成のことであり、人々を福祉から就労へ(welfare to work)と促し、職業への移行を容易にし(easing the transition to work)、就労が報われるものとなり(making work pay)、その結果、一度入職すれば向上を保障するための方策として、2001年度予算には以下のような施策が盛り込まれている。

- 1) ニューディール政策における一人親に対する訓練支援を強化し、自営の開始及び前払め養育費支払等の支援措置を講ずるものとする。
- 2) 2002年4月 から、ニューディール政策によって利用可能な支援の内容について知ることが出来るように、所得補助を受けている全ての一人親は就職を目的とした面談を受けなければならないものとする。
- 3) 事業主の需要、最も支援が困難な者及び最も困難な状況にある地域に焦点を当て、今後3年間にわたりニューディール政策、その他の政策を強化するために財源を配分するものとする。
- 4) 22歳以上の労働者の最低賃金を2001年10月から1時間3.7ポンドから4.1ポンドとし、経済状況が良好であれば同最低賃金を2002年10月からは1時間4.2ポンドとする。
- 5) 所得税率1割の適用幅を300ポンド引き上げて、2001年4月から物価スライド制により課税対象1880ポンドまで(所得税率1割を)適用するものとする。これにより、2500万人の納税者に恩恵があり、所得税率1割しか払わない人は約300万人になる。
- 6) 勤労者世帯基礎控除額を2001年6月から週5ポンド引き上げるものとする。上限は2001年4月からの物価スライドに対応する引上げ加え、さらにまた、基礎控除額の引上げは障害者控除と調和させるものとする。
- 7) 勤労者世帯基礎控除及び障害者控除の児童扶養控除の上限を、2001年6月から児童1人の場合は週100ポンドから135ポンドに、2人以上の場合は150ポンドから200ポンドにそれぞれ引き上げるものとする。

## (3) 政府組織の改編

2001年6月8日、総選挙で地滑的大勝利を果たした与党労働党のブレア首相は、政府組織の大規模な改編を行い、これに伴い、労働社会保障関係では、教育雇用省と社会保障省が廃止されて、雇用年金省と教育技能省が新設されることになった。その概要は以下のとおり。

### 政府組織改編の概要

#### 1 副首相事務局(Office of the Deputy Minister)の設置

副首相事務局を内閣事務局(Cabinet Office)の中に設置する。

#### 2 環境・食糧・農村省(Department for the Environment, Food, and Rural Affairs)の設置

環境保護行政及び地方行政を担当させるものとし、農漁食糧省(MAFF)から農業、食品工業及び漁業行政を引き継ぐほか、従来の環境運輸地域省(DETR)から安全衛生行政、地域開発行政等を引き継ぐものとする。

#### 3 運輸・地方政府・地域省(Department for Transport, Local Government and the Regions)の新設

運輸・地方政府・地域省を設置して、従来の環境運輸地域省から運輸行政、地方政府行政等の業務を引き継ぐものとする。

#### 4 地域開発公社(Regional Development Agencies)の貿易産業省(The Department of Trade and Industry)との結合

貿易産業省に地方開発公社を統合するものとする。

#### 5 内務省(The Home Office)の合理化

犯罪対策等の業務を集中的に行うことができるようにするため、中央で行う必要のないいくつかの業務を廃止するものとし、一方で犯罪対策の一部である薬物対策局(Anti-Drugs Co-ordination Unit)を内閣事務局から移管するものとする。

#### 6 大法官(Lord Chancellor's Department)等の合理化

合理化の一部として、大法官は情報の自由等を含むより広範な憲法上の責任を内務省から引き継ぐものとする。また、文化省(Department for Culture, Media and Sport)は内務省からキャンブル及び免許等の業務を引き継ぐものとする。また、貿易産業省は内務省からサマータイム等の業務を引き継ぐものとする。

#### 7 雇用年金省(Department for Work and Pensions)と教育技能省((Department for Education and skills)の新設

教育雇用省(Department for Education and Employment)と社会保証省(Department of Social Security)を廃止して雇用年金省と教育技能省を新設し、これに伴い業務の再編を行うものとする。雇用年金省は、従来の教育雇用省から雇用行政及び障害者行政を、従来の社会保障省から福祉行政及び年金行政を引き継ぐものとし、雇用サービス庁(Employment Service)、給付庁(Benefits Agency)及び児童援助庁(Child Support Agency)を所管する。また、教育技能省は、従来の教育雇用省から教育行政、職業訓練、生涯教育を引き継ぐものとする。

#### 8 国防省(Ministry of Defence)の業務再編

国防省は内閣事務局からセキュリティサービスグループを、社会保障省から軍人年金局を引き継ぐものとする。

#### (4) ジョブセンター・プラス(Jobcenter Plus)の新設

政府組織の改編を受け、2001年10月に、公共職業紹介機関であるジョブセンターを運営してきた雇用サービス庁(Employment Service)及び各種給付サービスを提供してきた給付庁(Benefit Agency)が統合され、従来の雇用庁と給付庁の一部を統合したジョブセンター・プラス庁が設置されることとなった。

(なお、年金関係の業務は新たに設置される年金庁(The Pension Service)、障害者等関係の業務は障害者及び介護者給付運営庁(Disability & Carer Benefits Operations)で行われる。)

ジョブセンター・プラスでは「就労に焦点を当てた福祉給付システム」を確立するため、ニューディールの対象となっている人々だけでなく、あらゆる福祉手当の申請者に対してパーソナルアドバイザー(センターの担当相談員)との面接を設けて、就労を困難にしている問題を特定し、必要に応じた求職サービスを提供していくこととしている。同時に、現在でも多くの未充足求人が存在することに対応して、一層雇用主に対する求人充足のための支援を強化していくこととしている。

ジョブセンター・プラスは、まず、2001年10月に全国で50のセンター(パス・ファインダー・オフィス)が立ち上げられたが、政府は、2002年度に280のジョブセンターをジョブセンター・プラスに移行させ、2004年終わりまでにはすべてのセンターの統合を終えたいとしている。

#### ●ジョブセンター・プラスの主な目的

- すべての福祉等手当申請者に就労に焦点を当てたサービスの実施
- 雇用主に対するサービスの向上(専門の担当官の設置と求人の充足)
- 福祉等手当の必要な人々に対する迅速、確実、専門的なサービスの提供
- 求職者に対するパーソナルアドバイザーの積極的なサポートの実施

- ・ ジョブセンター・プラス職員へのより良い職場環境の提供(専門性の向上等)
- ・ 充分かつ効果的なサービスが提供できるよう、センターのIT化、立地、サービスサポート体制の改善

### ●ジョブセンター・プラスで扱う給付金

- ・ 求職者手当(Jobseeker's Allowance)
- ・ 所得補助(Income Support)
- ・ 就労不能給付(Incapacity Benefit)
- ・ 重度障害手当(Severe Disablement Allowance)
- ・ 出産手当(Maternity Allowance)
- ・ 寡婦給付(Bereavement Benefits)
- ・ 労災障害給付(Industrial Injuries Disablement Benefit)
- ・ 介護手当(Invalid Care Allowance)
- ・ 社会基金(the Social Fund)

### ●ダーリング雇用年金大臣のコメント

アリスティア・ダーリング大臣は、フィナンシャルタイムズ紙からのインタビューに対して、ジョブセンター・プラスについて、人々を就労に戻す「文化のワンステップ」であると述べている。また、同大臣は、同インタビューの中で、今般の組織再編について、「労働党政権はその第一期において100万人の貧困層を就労させることに成功したが、今後長期失業者あるいは就労に大きな支援を必要とする者を対象としている。そのためには財政出動が必要であり、今後の施策は財政削減のためのものではない」と述べている。

同大臣は、さらに、以下のように述べた。「50カ所のジョブセンター・プラス(パスファイレダーオフィス)がスタートする10月以降、就労年齢にある福祉受給希望者は、福祉給付の申請の前に就労への途につき重点的な面接を受けることになる。受給希望者ひとりひとりに担当のアドバイザーがつき、事案によっては同様の面接が6ヵ月ごとに繰り返されることとなる。また失業者と他の手当受給希望者の区別は廃止され、彼らは皆「就労待機者(people waiting to go back into work)」として位置づけられる。

また、求人が充足されない事業主のために、失業手当受給者の「拒否権」(失業手当受給開始後13週間は、前職を下回る条件の求人拒絶することができる)の見直しも考慮されている。このような受給要件の厳格化はあくまで国民の「自助」を助けるためである。

さらに就労不能手当(注3)を受給している者の中にもフルタイムあるいはパートタイムで就労可能な者が存在する。60歳以上の4人に1人が就労不能手当を受給しているのは国にとっても個人にとっても良いことではないことから、早期の介入と雇用サービス、保健サービスの連携により改善する必要がある。

今後、中小企業に対して「福祉から就労へ」プログラムへの参画を求める会合を各地方で開催していく。」

### (5) 外国人労働者への開放政策

2001年12月13日、政府は、英国での労働を目的とした外国市民の入国基準を改正することを発表した。本改正に係る措置は「Highly Skilled Migrant Programme(HSMP)」と称され、英国内務省(The Home Office)が所掌する。概要は以下のとおり。

#### 外国人労働者の入国基準改正の概要

1 申請を行う労働者に対し、「学歴」、「職歴」、「自国での収入」、「選択分野における実績」及び「特定分野(海外在住の医師の採用を容易にするため)」の5つのカテゴリーごとに算定されるポイントを付与し、合計が75ポイント以上の者について入国が認められることになる。

#### (1) 学歴(Education qualifications)

博士号取得者 30ポイント

博士号取得者 25ポイント

学士号取得者 15ポイント

#### (2) 職歴(Work Experience)

大卒レベルの職の経験5年(大学院卒レベルの職の経験3年)15ポイント  
選択した分野における上級職種又は専門職種の経験2年10ポイント加算

#### (3) 自国での収入(Past Earnings)

年収 ￡	ポイント	コード	国名(例)
40,000	25	A	EU、アメリカ、カナダ、オーストラリア、英領バミューダ、イスラエル、日本、韓国
100,000	35		
250,000	50		
25,000	25	B	ポーランド、ブラジル、南アフリカ、リビア、ハンガリー、チリ、メキシコ、エストニア、トルコ
60,000	35		
150,000	50		
20,000	25	C	ジャマイカ、ロシア、イラン、モロッコ、ペルー、チュニジア、タイ、アルジェリア、ルーマニア
50,000	35		
125,000	50		
15,000	25	D	中国、インド、パキスタン、ナイジェリア、スーダン、ウクライナ、ジンバブエ、ケニア、バングラディッシュ
35,000	35		
90,000	50		

#### (4) 選択分野における実績(Achievement in your chosen field)

並外れた(exceptional)実績 50ポイント

重要な(significant)実績 25ポイント

(並外れた実績とは、当該職業においてトップクラスの実績、専門分野を超えた評価、世界的評価を得ている実績を意味し、重要な実績とは、並外れた実績までは及ばないが、当該分野の発展に寄与したと同僚から認められた具体的実績を有するものを意味する。)

#### (5) 特定分野(海外在住の医師の採用を容易にするため)(HSMP Priority Applications)



2 入国を申請する者については、以下について証明することが必要である。

- (1) 英国内で当該分野において仕事を継続する能力を有すること
- (2) 労働者及び家族の生計を支えるに十分な貯蓄又は将来所得を有すること。

このプログラムで入国した者に対しては、英国の社会保障給付を受けることは認められない。

- (3) 英国を本国とする用意があること

3 受入労働者についての制限は設けられていない。

4 当初、12か月を限って入国が認められる。その後、雇用されたことを証明することにより3年間、在留期間を延長することが認められ、4年経過後1に定住許可の申請を行うことが認められる。

5 本改正は、2002年1月28日より施行される。

今回の外国人労働者への開放政策は、カナダの制度に類似したポイント制度に基づき、技能労働者の不足に対応するため、高度の技能を有する者又は高収入の外国人労働者を受け入れることを目的とするものであり、この30年間で最大の入国管理政策の緩和となるものである。

また、今回の改正は、ブランクセット内相の移民政策改正の第一段であり、来年には低技能労働者について同様の改正がなされる予定である。

なお、本改正に対しては、貧困国から技能労働者をむしり取る方策であり、大いにモラルに反するものであるとの批判が出されている。

## (6) 2002年度予算編成方針

2001年11月27日、政府は2002年度予算編成方針(Pre-Budget Report)を発表した。政府は、1997年以降、毎年11月に翌年度予算方針を発表し、これまでの政策実績を顧みるとともに、今後の政府政策の方向性を示している。今回の予算編成方針は、「先行き不透明な世界における、より強固で公正な英国の確立(Building a Stronger, Fairer Britain in an Uncertain World)」と題され、政府の長期目標を、

- 1) 財政の健全性を守り、低インフレ率を維持し、他の競争相手国よりも迅速に英国の生産力を成長させることによって、長期的に経済を安定させる。
- 2) 国内全ての地域における完全雇用を目指し、これまで以上の高い就業率を維持する。
- 3) 全ての子供の可能性を広げ、全ての年金生活者に社会保障を提供することにより、児童の貧困を撲滅し、年金生活者の貧困解消に取り組む。
- 4) 教育水準向上を目的とした投資の増加、国民医療の改善、交通の近代化、犯罪対策への取り組みにより、世界的水準の公共サービスを確立する。
- 5) 京都議定書における英国の役割の達成及び2015年に向けた貧困削減目標達成のための支援により、世界的な貧困及び気候変動の問題に取り組む。

としている。

また、これらの長期目標達成のための戦略として、

- 1)マクロ経済の安定維持、
- 2)生産性の向上、

- 3) 全ての人々のための雇用機会の拡大、
- 4) 家族及び地域社会に対する公平性の確保、
- 5) 良質な公共サービスの提供、
- 6) 環境保護

の6項目の柱を掲げており、これは2001年度予算において掲げられた5項目に公共サービスの充実を加えたものとなっている。

本予算方針において、雇用対策を示す「全ての人々のための雇用機会の拡大」、社会保障制度の充実を狙った「家族及び地域社会に対する公平性の確保」及び国民健康サービス(NHS: National Health Service)の改善等を含む「良質な公共サービスの提供」に関して、それぞれ挙げられている主な新施策は以下のとおり。

---

---

## 第1部 2001～2002年の海外情勢

### 第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

#### 第2節 主要先進国及びEU

##### ドイツ

(注1)移民法案は2002年3月22日に成立した。その概要は以下のとおり。

- 1) 外国人の滞在資格を期限の定めのある滞在許可と期限のない滞在許可(定住権)の2種類に整理する。
- 2) 連邦難民認定庁を改組し、連邦移民・難民庁を設置する。その管理下に移民及び外国人統合問題の専門家からなる諮問歩員会を設置し、移民受入れの動向を継続的に監視・評価し、受入れ上限等を定める。
- 3) 高度専門技術者(エンジニア、情報技術者等)については、当初から長期的滞在が可能な滞在資格(定住権)を付与する。
- 4) その他の移民については、限定された人数をポイント制に基づく選定システムを通じて受け入れる。選定システムでは最低条件として生活費の保障と職業教育の修了が条件とされ、このほか年齢、資格、語学能力、出身国等を評価要素とする。
- 5) 外国人の統合に向けた施策(語学講座の提供、ドイツの法令及び文化、歴史の受入れ等)を明文で規定し、ドイツ国内に長期滞在する外国人については、外国人統合プログラムに参加する権利が与えられる一方、ドイツ語能力が不十分な者には、統合プログラムへの参加が義務付けられる。

(注2)同法は社会法典第3編等を改正する法律であり、改正内容は同法に盛り込まれた。「Job-AQTIV法」として特に法令集に掲載されるわけではないので注意が必要である。(法律の原文(ドイツ語)はHP(<http://www.bma.bund.de>を入力し、Ministerium→Gesetze→Gesetzestexte zum Arbeitsrecht→Job-AQTIV-gesetzと順にクリック)で確認できる(最後の法律名だけSozialgesetzbuch等各法令名をクリック))。

## 第1部 2001～2002年の海外情勢

### 第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

#### 第2節 主要先進国及びEU

##### ドイツ

#### 1 経済及び雇用・失業の動向

---

ドイツでは、世界的な景気減速の影響を受けて輸出の伸びが大幅に鈍化し、国内投資が大幅な減少となったため、2001年の実質GDP成長率は0.6%と、93年以来の低成長となった。9月の米国のテロの影響もあり、10～12月期のGDP成長率は前年同期比で-0.1となった。景気の減速により、失業率は年後半から上昇したが、2001年の失業率は、9.4%と前年より0.2ポイント低下した。

景気は2002年の前半には緩やかに回復に向かい、後半には回復ペースが強まるとみられている。2002年の経済成長見通しは、ドイツ政府見通しでは前年比0.75%、民間機関23社の平均では0.8%(2002年4月)となっている。

---

## 第1部 2001～2002年の海外情勢

### 第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

#### 第2節 主要先進国及びEU

##### ドイツ

#### 2 雇用・失業対策

---

#### (1) 「雇用のための同盟」第8回会合

##### ●概要

2002年1月25日、「雇用、養成訓練及び競争力のための同盟」の第8回政労使トップ会談がベルリンで開催され、シュレーダー首相議長の下、政府、労働組合、経済界の代表者が集まって討議がなされた。しかし、進行中の協約改定交渉で労働組合側は5～7%の高い賃上げを要求する一方で、使用者側は経済状態をさらに悪化させるとしてこの要求に真っ向から対立していた時期に開催したこともあって、とりあえず開催したという以外にこれといった成果を上げられず、賃金政策について合意が得られなかったため、共同声明は結局まとめられなかった。

表1-9 ドイツの実質GDP成長率と雇用・失業の動向

表1-9 ドイツの実質GDP成長率と雇用・失業の動向

	1998年	1999	2000	2001	2001			
					1～3月	4～6	7～9	10～12
実質GDP成長率(%)								
全ドイツ	2.0	1.8	3.0	0.6	1.4	0.6	0.4	-0.1
就業者数(千人)	37,609	38,083	38,704	38,771	-	-	-	-
雇業者数(千人)	33,634	34,131	34,718	34,804	34,413	34,743	34,976	35,084
失業者数(千人)								
全ドイツ	4,226	4,093	3,879	3,858	4,069	3,761	3,777	3,826
西ドイツ地域	2,904	2,756	2,529	2,478	2,594	2,413	2,438	2,488
東ドイツ地域	1,375	1,344	1,359	1,374	1,474	1,348	1,339	1,338
失業率(%)								
全ドイツ	10.9	10.5	9.6	9.4	10.0	9.1	9.1	9.3
西ドイツ地域	9.4	8.8	7.8	7.4	7.9	7.2	7.3	7.4
東ドイツ地域	18.2	17.6	17.4	17.5	18.7	17.2	17.1	17.1

資料出所：連邦雇用庁「Amtlichen Nachrichten der Bundesanstalt für Arbeit」、[Arbeitsmarkt 2001]

ドイツ連邦銀行発表資料、内閣府「海外経済データ」

注1 実質GDPの四半期値は、対前年同期比。

2 就業者数=Erwerbstätige

3 就業者数の年数値は、各年9月平均の数値。

4 雇業者数の年数値は、各年6月末時点数値。四半期数値は、各月末数値を平均して求めた数値。

5 失業者数の年数値は、各年9月末の数値。

6 失業者数の失業率は、季調値。

## ●会議の内容

なお、ドイツ政府の発表等による当会議の内容は以下のとおり。

### 1) 討議の主な内容

#### a. 賃金政策

集中した討議にもかかわらず、賃上げ率等について合意には達しなかった。首相は賃金交渉をまとめることが同盟の意義ではなく、2000年の同盟の共同宣言でも認めているように、同盟は総合経済的な協定による賃金政策の指針を模索する場であると述べた。

#### b. 失業

労働市場の状況について議論が華中し、同盟において企画され準備作業が行われたジョブアクティブ法(Job-AKTIV法。困み記事参照。)への評価等についても意見が交わされた。同法の目的は失業者が可能な限り迅速に職に就くことができるようにすることであり、政府はこのため公共職業安定所の職業紹介担当職員を3,000人増員することに着手したところで、昨年よりも多くの紹介可能な空きポストが提供されることへの希望が表明された。なお、同法には失業者が紹介を拒否する場合には失業手当の支給が一時停止されることも規定されている。

長期失業者等を雇用する場合に賃金を低く抑える代わりに社会保障負担などに対して政府が一定額を助成する制度(後記「コンビローン」参照。マインツモデルともいう。)を連邦レベルに拡張する方策も示されたが、労使から費用及び効果についての疑問が呈され、合意には至らなかった。

### c. 移民政策

全ての参加者は統制のとれた移民政策が必要であるという点では一致していることが確認された。すなわち参加者は、現在提出されている移民法案(2002年3月に成立。注1)は移民の人的見地と経済的側面の双方を議論するための良い基礎であるとの見解を共有している。

### d. 時間外労働

時間外労働の削減に向けた措置について、この問題は賃金交渉当事者の課題であり、各産業で実行できることがあるとの意見が出された。政府からは、法律によって時間外労働削減をはかることは考えていないとの表明があった。

### e. 同盟の継続

2002年中に次回会合を開催することで一致した。首相は、賃金交渉を共に議論し、必要に応じて労働市場や社会保障システムの改革について展望を見出すために、連邦議会選挙(2002年9月22日)の前に開催したいと付言した。

## ●関係者の反応

#### 1)

シュレーダー首相は会合の後、昨年7月から雇用失業情勢が悪化しており、失業者が再度400万人を超える情勢であることから、失業を減少させるために参加者が力強い景気回復に向け努力することで一致したとし、年間40億マルクに上る2003年までの投資計画を2007年まで延長し、交通、教育、科学等の分野で今後公共投資を増やしていくことを明らかにした。また、労働組合、使用者団体の政府への協力姿勢を歓迎するとコメントした。

#### 2)

ドイツ使用者団体連盟のフント会長が、会合が期待外れの残念な結果に終わったのは労働組合の妥協しない姿勢に原因があると主張する一方で、ドイツ労働組合総同盟のシュルテ会長は使用者側が過去2年間の会合での約束を守っていないので責任は使用者側にあるとして互いに批判し合った。野党のキリスト教民主・社会同盟は、政府は今回も社会保障費用の削減や適切な賃金水準への誘導を実現できなかったとし、また、自由民主党は、政府与党の自己満足にすぎない会合は成果が無く、すでに意義を失っていると批判している。

### (2) 「労働市場改革のための法律(Job-AQTIV法)」の成立

## ●概要

2001年11月30日、労働市場改革のための法案(Job-AQTIV法案)(注2)が可決され成立し、2002年1月1日から施行された。

## ●制定の経緯



社会民主党と緑の党・同盟90の連立与党は、厳しい雇用失業情勢に対応するため2001年春頃から多数の長期失業者や若年失業者が可能な限り早期に就業できるよう労働市場政策の改革を検討してきた。同法案は9月18日に閣議決定により連邦議会に提出され、連邦議会は連立与党の多数により11月9日に同法案を可決し、その後11月30日に連邦参議院で可決され成立した。

## ●法律の概要

労働市場改革のための法律(Job-AQTIV法)の概要は以下のとおり。

### 労働市場改革のための法律(Job-AQTIV法)の概要

- 1 公共職業安定所は、個々の求職者の必要に応じた迅速かつ的確な職業紹介をできる限り早期に実施することにより長期失業を予防する(公共職業安定所は、失業後一定の期間が経過した失業者については、再就職を促進するために、失業者が正当な理由なく職業紹介予定期日に欠席し就職面接を拒否した場合には12週間失業手当を停止するものとし、6か月の間就職できなかった者が民間職業紹介所の紹介により就職した場合には、その費用を公共職業安定所が負担するものとする)。
- 2 地方自治体は、インフラ整備事業に必要な雇用に関して最大25%までの補助金を2007年末まで受けとることができる。これを請け負う企業は、全従業員の35%を上限として失業者を雇用しなければならない。
- 3 長期失業者を公共職業安定所の割当てにより就労させる雇用創出措置を民間企業が実施する場合については、企業の実際の入材需要に追加するものである必要はないものとする。
- 4 環境の維持・向上、社会サービスや年少者保護の改善に役立つ職場を新設し公共職業安定所が割り当てる就職困難者を就労させた場合に地方自治体等に助成する構造適応措置を2006年以降も延長し、適用領域を拡大する。
- 5 労働者派遣事業の派遣期間を12か月から24か月に延長する。13か月目1からは派遣先企業の労働条件が派遣労働者に適用される。
- 6 従業員100人未満の企業が行う高齢者向けの企業内向上訓練の費用について公共職業安定所が最長4年まで助成する。2006年までは助成対象となる高齢者の範囲を55歳以上から50歳以上に拡大する。
- 7 育児期間中の助成労働者の失業保険料は国が代わって負担し、労働市場に復帰した後に失業手当又は公共職業安定所の支援措置を受けることができるものとする。
- 8 雇用者を職業向上訓練に参加させ失業者をその代替要員として雇用する使用者は、賃金の50~100%の助成を受けるものとする(ジョブ・ローテーション)。
- 9 使用者が無資格又は未熟練の雇用者を職業向上訓練に参加させる場合に、公共職業安定所はその賃金の全部又は一部を助成するものとする。

併せて、連邦労働社会省によると、職業紹介の強化のために職業紹介担当職員を現在の8,000人から3,000人増員するとの計画である。その内訳は、

- 1)公共職業安定所の職業紹介要員として1,000人を新規採用する(最長3年間)、
- 2)公共職業安定所の他部門の職員のうち1,000人を職業紹介部門に配置換えする、
- 3)公共職業安定所外で活動を行う職業紹介要員を1,000人増員する、

となっている。この増員は政労使代表による「雇用のための同盟」の作業部会の合意を受けた措置である。

### (3) 労働市場の悪化と就労促進のための「コンビローン」の導入決定

ドイツでは、2002年1月の労働統計において、失業者数が2001年2月以来の400万人台を超え(429万人：原数値)、失業率は10%台に逆戻り(10.4%同)となった。雇用失業情勢は、季節調整値でみると1月に特別悪化したわけではないが、失業者数400万人台、失業率10%台と、原数値では共に大台に逆戻りしたことで、シュレーダー政権が硬直化した労働市場の改革を放置した結果として批判が高まった。2002年9月22日の総選挙で再選を狙うシュレーダー首相にとっては、就任時に失業問題を最重要課題として掲げ、



失業者数を350万人以下に下げると公約していただけに、総選挙までにその達成が絶望的になりつつあることは大きな打撃となった。このため、失業者や生活保護受給者の就労促進のための環境整備が不可欠との認識から、かねてより与党・社会民主党(SPD)内で検討されていた、「コンビローン(緊急雇用促進制度：当時、ラインラント・ファルツ州で実施(マインツ・モデル))」を2002年3月から全国導入する方針を、2月6日、閣議決定した。

今回の「コンビ・ローン」制度では、失業者で低賃金労働に新たに従事する者は、社会保険料支払いのための助成を受け、同時に77ユーロ(1ユーロ=114.89円2002年3月)の育児手当も受ける。低賃金労働の範囲は、独身者については月額325~897ユーロ、夫婦または単独で育児に従事する者については月額1,707ユーロとなっている。

SPDとともに連立政権を担う緑の党は、失業者に限らず、すべて低賃金労働に従事する者を助成すべきとの主張を行いSPDと対立していたが、財政均衡を標榜する政府の負担が過大になるとの観点から、シュレーダー首相は対象者を失業者に限定した。ただ、ラインラント・ファルツ州のマインツ・モデルでは、政府の社会保険料に対する助成金は社会扶助(失業手当給付期間終了後に生活困窮者に支給)に算入され、手取額は増加しなかったため、実際には社会扶助を受ける失業者でコンビ・ローンを利用する人の数は予想よりも少なかったことに考慮して、今回政府は、利用者を増やすために、社会扶助を受ける失業者については助成金に加えて、社会扶助も全額支給することとした。

リースター労相は、今回のコンビ・ローンの雇用創出効果を2万5,000~3万人と見ており(ドイツ経済研究所(DIW)の試算では、全国実施で数十万人規模の雇用創出が可能とされている)、失業対策としては万全でないことを認めているが、従来コンビ・ローンに否定的だった労働総同盟(DGB)等労働側も、悪化する労働市場に鑑み、マインツ・モデルの導入を仕方がないものと支持を表明している。これに対して野党、なかんずくキリスト教民主・社会同盟(CDU・CSU)は、今回の政府案を小手先の失業対策だと厳しく批判している。

#### (4) 外国人IT技術者への労働許可について

##### ●概要

2001年10月31日、連邦政府は外国人IT専門技術者への特別労働許可(いわゆるグリーンカード)の付与数をこれまでの1万人に加えてさらに1万人追加する決定を行った。これまでの概要等については以下のとおり。

##### ●経緯

連邦政府は、経済界の要望を受けシュレーダー首相のイニシアティブにより2000年8月より外国人IT専門技術者に最長5年間の労働許可を付与する措置を取っている。省令(内務省令及び労働社会省令)により、2003年までの措置として、当初1万人、その後の状況に応じて2万人まで受け入れるとの方針で実施してきた。今回の決定はこの方針に即したものである。

##### ●労働許可付与者の概要

連邦雇用庁の発表によると、2000年8月1日から2001年10月26日までの労働許可付与者10,054人の内訳は以下のとおり。

###### 労働許可付与者の内訳

###### 1 国籍別

- ・インド 2,130人(22%)
- ・ロシア、ウクライナ等1日ソ連圏 1,395人(14%)

- ・ルーマニア 840人(8%)等

## 2 性別

- ・男性 8,814人(88%)
- ・女性 1,240人(12%)

## 3 就労地域

旧西独地域が9,602人(96%)、旧東独地域が452人(4%)と旧西独地域に集中している。州別にみると、以下の4州で全体の85%を占めている。

- ・バイエルン州 2,839人(28%)
- ・ヘッセン州 2,255人(22%)
- ・バーデンヴェルテンベルク州 1,956人(19%)
- ・ノルトラインヴェストファーレン州 1,475人(15%)

等

## 4 企業規模別

雇用されている企業規模は、従業員100人未満の中小企業が6割を占めている。

- ・従業員100人未満 6,002人(60%)
- ・従業員100～500人 1,482人(15%)
- ・従業員500人以上 2,570人(25%)

## 5 許可要件のタイプ別

2種類の許可要件のうち、大学・専門大学修了者が8,699人(87%)、年収110万マルク以上の者が1,355人(13%)となっている。

## (5) 連邦雇用庁の改革

2002年3月23日、独連邦議会は連邦雇用庁の改革を主たる内容とする法案を可決し、同法は3月27日に施行された。今回の改革は、連邦雇用庁の職業紹介統計の粉飾問題を契機として進められたもので、競争原理の導入等により雇用関連行政の効率化を図ることなどを目的としている。改革に併せ、統計粉飾問題の責任を取り辞任したヤゴダ前長官に代わり、新長官(新制度では理事長)にはラインハルト・プファルツ州のフロリアン・ゲルスター労働社会相(SPD)が就任した。なお、新長官は失業手当支給期間短縮を提唱しており、これが論議を呼んでいる(後述)。

## ●経緯

2002年2月初め、連邦雇用庁及びその下部機関である地方労働局が、職業斡旋にかかる業務統計の数値を操作し、実際よりも大幅に高い数値を公表していたことが、会計検査院の報告により公表された。この粉飾問題により連邦雇用庁及び地方労働局の信頼が大きく揺らいだことから、シュレーダー首相は、連邦雇用庁による雇用行政を抜本的に改める方針を打ち出した。関連法案を短期間で取りまとめ、3月には連邦議会に提出して審議を行い、同15日、法案は賛成多数で可決された。続いて連邦参議院で同23日に可決され、同27日には施行されるという迅速な改革であった。

## ●改革の概要

本改革では、民間部門の参入を促進することなどによって連邦雇用庁に、より高い競争意識を持たせ業務の効率化を図ることが目的とされている。その概要は以下のとおり。

### 連邦雇用庁改革の概要

1 今後2段階の改革を経て、役所的組織から民間の運営構造を持つサービス提供機関へと改革する。第1段階の改革では、緊急措置を内容として含み、これについては遅くとも2002年7月1日までに法律を制定して、以下の改革を実現する。

(1) 組織改革：最高執行機関として、3名の理事からなる理事会を設置。構成員からは役人が除かれ、連邦政府によって指名される。理事の給与は民間企業同様契約で定める。また、新たに監査役会を設け、理事会を監督する等、より重要な役割を担わせる。監査役会は、労働組合、使用者側、公共団体の代表によって構成される。以前の長官に当たる理事長には、従来とおり理事会構成員以外の者が任命される(任命は、社会法典第3編第394条に規定され、連邦政府の提案と管理委員会の公聴を経て、連邦大統領によって任命されるとされている)。

(2) 職業紹介事業の強化：民間の職業紹介事業をより自由化(事業への参入を従来の免許付与方式から申告方式に変更)する。また、公共職業安定所においても、職業紹介部門の職員数を増やし、業務に業績評価制度を導入して、成績の良い職員には報奨金を授与する。失業者は失業後、従来の6ヵ月後ではなく、3ヵ月後に民間の職業紹介事業を利用できる「職業紹介券」の交付を受けることができるようになる。仲介に成功した民間業者に対しては、以下の額が成功報酬として支払われる。同様に、公共職業安定所も仲介に成功した場合は成功報酬が支払われる。

・3ヵ月以上6ヵ月未満の失業者最大1,500ユーロ(約172,000円)

・6ヵ月以上9ヵ月未満の失業者最大2,000ユーロ(約230,000円)

・9ヵ月以上の失業者最大2,500ユーロ(約287,000円)

(1ユーロ≒114.89円2002年3月)

(3) 連邦雇用庁の統計は、新たな基準を設けて構想し直される(なお、失業者数等を有利にする統計操作になるおそれがあるとの野党の批判を受け、2002年9月の連邦議会選挙後に実施)。

2 第2段階の改革では、2004年までに連邦雇用庁の活動内容と組織の抜本的な改革が検討される。これには従来の活動内容だった、育児手当支給、闇雇用の摘発等の見直しが含まれ、州公共職業安定所の存廃も検討課題とされる。また、この第2段階の改革案の詳細は、ペーター・ハルツ、フォルクスワーゲン人事担当取締役を長とする15人構成の委員会により、2002年8月1半ばまでに策定される予定である。

## ●新長官の失業手当支給期間短縮発言をめぐる動き

フロリアン・ゲルスター新長官(制度改革により正式には理事長となる)は、ラインハルト・プファルツ州の労働社会相として、失業者の低賃金労働への就労を促進するために、低賃金労働へ再就職した失業者に一定期間、社会福祉手当の給付を続けるといういわゆる「コンビローン」制度(前記(3)参照)を試験的に推進してきた人物である。

同氏は、新理事長就任前の3月4日付けシュピーゲル誌のインタビューの中で、一部の部門では有資格労働力が不足している現状では、高齢者層向けに財政を十分に割り当てる余裕はないとの考えより、高齢者層の失業給付期間を段階的に短縮することが望ましいとの見解を示したことが掲載され(ドイツでは失業給付の支給期間は就労実績と連動しており、若年失業者の場合は最大でも6ヵ月であるのに対して中高年齢者層では、部門によっては最大3年に達することもある)、物議を醸している。この発言について、リースター連邦労働社会相は、政府の立場を代表する発言でないとコメントし、ドイツ労働総同盟(DGB)のエンゲレンキーファー副委員長は、労組との間で全面的な対立を招くおそれのある発言であると述べ、批判的な姿勢を示している。

## (6) フォルクスワーゲンとIGメタル・「5000×5000」協約モデルで合意

### ●概要

ドイツの自動車大手フォルクスワーゲン(VW)社は、1993年の経営難に際して、賃金カットと週休3日制による雇用確保を実施する等、労働時間を含む雇用政策ではドイツ企業のなかで先進的なモデルを提供してきたが、今回、失業者5,000人を一律に月収5,000マルク(1マルク=56円)の賃金で雇用する新たな協約モデル(「5000×5000」協約モデル)を提言し、IGメタルとの間で通常の労使協約とは別個の賃金協約の締結を目指して交渉を行ってきた。この提言は、労働時間の弾力化を含む革新的な構想として注目を集めたが、交渉は2001年6月にいったんはIGメタルの反対で挫折した。しかしその後、シュレーダー首相のVW社とIGメタル双方に対する強力な働きかけもあり、交渉は再開され、2001年8月28日に交渉が妥結して賃金協約の締結に達した。

VW社の基本構想、交渉の経過の概略、締結された賃金協約の概要は以下のとおり。

### ●VW社の基本構想

ドイツの自動車業界における製造コストをチェコやポルトガルと同等の水準に抑え、国際競争力に耐えうる企業立地条件を確保するという戦略が背景にある。同時に、新たな雇用を創出して失業者を雇用することを企図しており、VW社が新たに設立する子会社で、資格付与のための職業訓練教育を継続的に施しつつ、新モデル車製造のために失業者を一律に月収5,000マルクの賃金で5,000人雇用する。このため独自の賃金協約を締結し、製造については受注との関係で決定される製造台数等の目標を定め、製造目標の達成については自己責任の原則を取り入れ、この原則により労働者の労働時間に通常の賃金協約とは異なる弾力性を持たせる。つまり、目標製造台数の不達成または製品の欠陥については、労働者の自己責任で土曜労働を含む超過労働による労働時間の増加を認め、場合によっては法定労働時間(週60時間)の範囲内で時間増加を認めて目標達成を図る。このような方法により、通常の賃金協約の持つ労働時間の硬直性を打破し、かつ、他の部署で雇用を削減することなく新規の雇用を創出することができ、製造コストの削減による国際競争力の強化も図れることになる。

### ●交渉の経過

このような基本構想の下に、VW社はIGメタルに、まずニーダーザクセン州ヴォルフスブルグでミニバン製造のために失業者3,500人、ついで州都ハノーバーでマイクロバス製造のために失業者1,500人を新規に雇用し、賃金は一律に基本給としての月収3,500マルクとボーナス500マルクとする賃金協約の締結を提言した。労働時間に関しては、金属業界の産別協約が週35時間であるのに対して、職業訓練教育の時間も含めて週48時間まで自己責任で認めるとした。

これに対して、IGメタルは主に3点について反対した。まず、提示された賃金が、通常のVW社との企業協約の水準を週35時間労働に換算して40%下回ることに異議を唱え、次に労働時間について、金属業界の週平均35時間を超えることに強く反対し、職業訓練教育を含めた週35時間を主張した。さらに、製造目標台数不達成や欠陥についての労働者の自己責任による超過労働については、企業側の負担すべき危険が全て労働者に転化されることを強く批判した。すなわち、今日一般に通用している労働契約に対して、過去に行われていた請負契約では一定の報酬に対して労働者が一定台数の自動車を製造・供給し、その際労働者がすべての製造、品質、部品供給等の危険を負担せねばならないが、VW社の提言は、一般の労働契約に代わってこの請負契約を復活させるものだと批判した。

その後、VW社側は労働時間を週35時間とし、これに資格付与の職業訓練教育を加えて週42.5時間とし、ただ、この7.5時間の超過部分には目標達成に至らない場合の超過労働時間が含まれるとの妥協案を提示した。一方IGメタルも、職業訓練教育の一部は週35時間の枠外とするとする譲歩を示した。しかし、最終段階で、ツビッケルIGメタル委員長が、雇用の新規創出には賛成するが、VW社の条件が、賃金、労働時間のいずれにおいても金属業界の産別協約の水準を下回るとの理由で反対し、結局妥協が得られず、6回に及んだ交渉は6月25日にいったん決裂した。

しかしその後、VW社は、他の部署の雇用を削減して、すでに準備されたヴォルフスブルグでのミニバン製造を行うと表明し、他方、VW社の経営協議会(事業所委員会)からはツビッケル委員長に対する批判が起り、また、VW社の大株主であるニーダーザクセン州(同州はVW社の株式約20%を保有する最大株主)のジークマール・ガブリエル首相は双方に交渉の再開を呼びかけた。さらに、前同州首相でVW社の監査役会委員として強い影響力を持っていたシュレーダー首相が、VW社とIGメタル双方に合意に努めるように強力な働きかけを行い、8月になって交渉が再開した。そしてVW社が、基本構想は維持しながらも、労働時間については労働時間口座(貯蓄)を利用する等、IGメタルが反対した主要な3点に対して一定の妥協を示し、8月28日に交渉が妥結して賃金協約が締結された。

## ●賃金協約の概要

産別協約の下の硬直した労働時間(金属業界のみならず、ドイツの産別協約「般について指摘される)に弾力性を付与することを中心とする妥結内容は、概略以下のとおりである。

- 1) VW社は、子会社「自動車5000有限会社」を設立して、ヴォルフスブルグで失業者3,500人、ハノーバーで失業者1,500人を雇用し、この子会社はVW社の労使協約には拘束されず、新たに成立した賃金協約に従う。ヴォルフスブルグの操業は2002年秋に開始される。
- 2) 新賃金協約は2001年9月25日に発効し、有効期間は3年6ヵ月とする。
- 3) 雇用される失業者は公共職業安定所で選出され、まず職業訓練教育が施され、週平均3時間がこれに充てられる。その時間の半分は有給となる。
- 4) 労働時間は、工場で製造に携わる労働時間は原則として週平均35時間とするが、さらに土曜勤務を加えて週42時間まで増加しうる。この超過部分は労働時間口座(貯蓄)に積み立て、最高200時間までの積立が可能になる(200時間に達するまで超過労働が可能)。さらに、受注によって決定される目標製造台数を達成できないか製品に欠陥が存在する等、製造目標が達成されない場合は、労働者の自己責任で労働時間をさらに増加して目標達成が図られる。VW社によると、会社が明らかに負担すべき欠陥については、労働者に自己責任が及ばないようにより明確に規定するので、不都合はないとされる。また、受注が少ない場合は同一の賃金で労働時間が少なくなる。
- 5) 賃金は、一律に月額で基本給4,500マルクとボーナス500マルクの合計5,000マルクとするが、個人の業績に応じて業績給が支給される。さらに、会社の利益が増大した場合、労働者も利益の分配

に預かる特典が与えられる。それと同時に、賃金がニーダーザクセン州の産別協約の水準を下回らないこと(2002年の賃金協約交渉以後も)が保証される。

## ●評価

紆余曲折を経て成立したVW社の新協約モデルによる新たな賃金協約は、ドイツ経済研究所(IW)等、学界の一部から当初のVWの構想から1歩後退したとの評価はあるものの、失業者の雇用創出にも役立つ新たな協約モデルとして、概ね歓迎されている。

労働側では、産別労組や経営協議会が、産別協約が骨抜きにされるのではないかとの懸念を持って交渉の行方に注目していたが、ハインツ・プッハマー労働総同盟(DGB)幹部会委員は、新協約の賃金がニーダーザクセン州における産別水準を上回っていることなどから、その懸念がなくなったと安堵感を表明している。また、同じ自動車業界からは、フォード社のディーター・ヒンケル総経営協議会委員長(従業員代表)が、VW社の同僚諸君に祝意を表したいと述べている。

経営側では、使用者連盟(BDA)のラインハルト・ギョーナー代表業務執行理事は、VW社の協約モデルはドイツ産業界に積極的影響力を持った革新的なものだと述べ、特に労働時間口座(貯蓄)の利用で200時間までの超過労働を可能にしたことは、労働時間に高度の弾力性をもたらすと称賛している。また同理事は、製造のための週35時間労働に、資格付与のための職業訓練教育が週3時簡加わったことで、実質週38時間となり、通常の労働時間の延長、に道が開かれたことも評価している。

他方、VW社とIGメタル双方に影響力を行使したシュレーダー首相は、新協約モデルを称賛し、他の産業の協約当事者にもVW社とIGメタルのモデルに習うように呼びかけた。同首相は、

- 1)労働時間の弾力化、
- 2)雇用者の資格付与のための教育訓練、
- 3)労使が責任ある賃金水準の土壌を形成すること、

の3点が相まって、新たな雇用創出の正しい道が形成されると述べている。



## 第1部 2001～2002年の海外情勢

### 第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

#### 第2節 主要先進国及びEU

##### フランス

(注1)労働時間短縮委員会は、首相直属の経済計画委員会に設置された委員会で、アンリ・ルイヨー国立労働条件改善局総局長を委員長とし、異分野の雇用者、賃金労働者、官公庁、コンサルタント等で構成される。

(注2)この法律(Loi de modernisation social du 17 janvier 2002)の名称には、様々な訳語があてられている。特に、socialに対して「社会」という語をあて、「社会現代化法」などと訳されることが多いが、この場合のsocialは、いわゆるsocialpartner(仏語ではpartenaire social)という意味でのsocialであり、労使関係というある程度限定された意味を表わしている。

(注3)憲法院(Conceil Constititutionnel)は、1958年の第5共和国憲法によって設置された機関で、審署前の法律による違憲審査を行う。共和国大統領により任命される3名、元老院議長により任命される3名及び元共和国大統領により構成される。

(注4)勤続10年以上の労働者の解雇手当については、現在、〔月額基本給の1/10×勤続年数〕に、〔月額基本給の1/15×(勤続年数-10)〕を加えたものとなっている。

(注5)従業員50人以上の企業が継続する30日間に10名以上を解雇する場合、雇用調整計画(plan social)の作成が義務づけられている。この計画には、再就職のための職業訓練をはじめ、再就職活動のための労働時間削減など、企業側の再就職支援のための方針と計画が盛り込まなければならない。

今回上記(4)のように、再就職のための休暇が導入されるなど、再就職支援内容が強化された。

(注6)「経済的理由による解雇」については、1989年8月3日法により、労働法典上初めて定義規定が置かれ、「労働者本人とは無関係の、特に経済的困難又は新技術の導入に基づく雇用の削減又は労働契約の本質的な変更を原因として、一つ又は複数の理由によって使用者が実施する、個人又は集団の解雇」(労働法典L321-1条)と定義されている。

これを法案では「労働者本人とは無関係の、(特に：削除)他のいかなる方法でも解決できない重大な(挿入)経済的困難又は(新技術の導入：削除)企業の存続が問われる技術の変化、又は企業の活動を守るために不可欠な再編の必要性(挿入)に基づく雇用の削減又は労働契約の本質的な変更を原因として、一つ又は複数の理由によって使用者が実施する、個人又は集団の解雇」と改正していた。改正が通った場合には、「他のいかなる方法でも解決できない重大な経済的困難」かどうか、あるいは「企業の存続が問われる技術」かどうか等の判断は係争が生じた場合裁判所に委ねられることとなり、その場合、举证責任は企業側が負うこととなっていた。

(注7)現在憲法院は9名で構成されているが、そのうち6名は保守中道陣営に属しているため、政府の解雇規制強化に対してこれにブレーキがかけられる可能性を事前に予想する者もあり、現実にそのようになったといえる。

(注8)本計画は、各種団体や地方自治体が25歳以下の若年者を1年間の期限付き(5回まで更新が可能)で雇用するとき、政府が社会保障を含めた賃金の8割を雇用主に助成するものである。当該若年者には最低賃金が保証されている。

(注9)今後若年者を優先的に公務員に登用していくに当たっては、従来の選抜方法に加えて、採用要件を緩和するなどして教員、行政職員等への道を開くこととしている。

(注10)労働法典L.122-45条の和文抄訳

(前略)賃金労働者を、その出自、性別、習慣、家族状況、民族的帰属、国籍或いは人種、政治思想、労組又は共催組合の活動及び宗教上の信条等を理由に制裁し、又は解雇してはならない。ただし、本法第2編第4章の範囲において、労働専門医が、当該労働者の健康状態又は身体的障害に基づき職務に耐えないと認めるときはこの限りではない(後略)。

(注11)破毀院とは、司法系統の民事及び刑事裁判所の最上審の裁判所(フランスの裁判制度は行政系統と司法系統に大別される)。法規範の解釈の統一と促進がその任務であり、破毀申立てを提訴された破毀院はもっぱら法律問題のみを審理することができる。事実問題については審理することができない。

(注12)1997年12月15日付け「性に基づく差別事件における举证責任に関する指令」は、男女同一賃金及び均等待遇等に係わる性差別事件が具体的に裁判所に係ったときにどういう裁判の仕方をするかという手続的な内容の指令である。

(注13)労働協約の適用範囲を、協約で定められた職業上・地域上の全ての使用者と労働者(協約に署名していない者)に及ぼすこと。

(注14)貧困ラインとは、フランス人の生活水準の中位値の2分の1のラインをいう。1996年の貧困ラインは、月額で単身世帯は

3,500フラン(約55,300円)、夫婦のみの世帯で5,250フラン(約82,950円)。14歳未満の子供がいる世帯は、子供1人当たりプラス1,050フラン(約16,590円)とされている。

---

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare



## 第1部 2001～2002年の海外情勢

### 第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

#### 第2節 主要先進国及びEU

##### フランス

#### 1 経済及び雇用・失業の動向

---

フランスの経済は、1998年から3年間3%台の成長を続けたが、2001年は世界経済の減速の影響を受け、2.0%の成長にとどまった。失業率は、2001年第2四半期に8.6%となった後は、わずかずつ上昇する傾向がみられる。しかし、2001年の年平均の失業率は8.8%と依然高水準ながら昨年比で0.7ポイント低下した。

---

---

## 第1部 2001～2002年の海外情勢

### 第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

#### 第2節 主要先進国及びEU

##### フランス

#### 2 雇用・失業対策

---

#### (1) 週35時間労働制をめぐる動き

##### ●週35時間労働法への評価(ルイヨール報告)

政府の労働時間短縮委員会(注1)は、2001年6月18日に週35時間労働制の導入効果に関する報告書(「労働時間短縮：観察所見」)を発表した。同報告書は完全雇用を目指し時短の継続を提言する一方、従業員間の公平性や企業間の競争条件の平等化に配慮することを課題としている。

#### 1) 5つの主要確認事項

a.690万人の雇用者が35時間労働となった(ほぼ2人に1人)。

b.オブリー法の最優先目標である雇用が達成された(1996年6月から2000年12月までに24万人の雇用を創出。特に35時間労働制が法律により適用された。2000年においては、16万5,000人の雇用創出があった。また、失業率を0.8%低下させた。)

c.企業の競争力維持により、雇用の永続を想定することが可能となる(35時間労働制は多様な選択を可能とする。)

d.賃金労働者の大半が満足しているものの、仕事内外の生活の質に対する労働時間短縮の影響は対照的である(日常の生活条件が改善されたという賃金労働者は59%に上る。しかしこれは、労働時間の短縮により自由時間が増えたことに対するものであり、労働条件が改善されたと評価した者は26%にすぎなかった。)

e.多くの産業や企業において団本交渉が行われ、6万件以上の労使協定が調印された。

表1-10 フランスの実質GDP成長率と雇用・失業の動向

	1997年	1998	1999	2000	2001				
					1～3月	4～6	7～9	10～12	
実質GDP成長率(%)	1.9	3.5	3.2	4.2	1.8	3.0	2.0	2.0	0.2
就業者数(千人)	22,497	22,705	23,055	23,446	23,759	-	-	-	-
雇用者数(千人)	13,441	13,741	14,084	14,554	14,952	14,904	14,949	14,963	14,993
失業者数(千人)	3,052	2,926	2,586	2,165	2,212	2,079	2,077	2,141	2,212
失業率(%)	12.1	11.3	10.4	9.0	9.0	8.7	8.6	8.9	9.0

資料出所：フランス国立統計経済研究所 (INSEE) 「Annuaire Statistique de la France 2002」及びHP、雇用連帯省「Bulletin mensuels de statistique de travail」及びHP、内閣府「海外経済データ」

注1 実質GDPの四半期値は前年同期比

2 雇用者数の年数値は3、6、9、12各月末日の数値から算出。四半期の数値はそれぞれ3、6、9、12各月末日の数値。失業者数は求職者の数。

## 2) 3つの勧告

- a. 完全雇用の方針を維持し、これを調整しながら労働時間短縮プロセスを継続する。
- b. 労働時間等のコントロールを通じて質の高い完全雇用を目指す。
- c. 国、経営者及び雇用者の三者協議により法律、部門協約及び企業協定間の新たな均衡を追求しながら団体交渉の地位を強化する。

## ●中小企業への適用緩和

上記のとおり、週35時間労働制は一定の評価を得ており、2002年1月からは従業員20人以下の事業所にも適用されることとなっていたが、大多数の小・零細企業では導入の準備が整っておらず、また景気の先行き不透明感が増す中で、雇用を簡単に増やすことのできない企業経営者は35時間労働制を「硬直的な時短制度」として不満を強めており、規制緩和を求める声が高まった。さらに、内閣から「時短が生産性の低下に繋がる懸念は否定できない」(ファビウス財務相)との指摘があった。2001年8月28日、ジョスパン首相は「可能な限り弾力的な運用をする」と週35時間労働制の運用見直しを表明、9月26日には関係閣僚会議において中小企業に関する労働時間の削減方法を「緩和する」ための体制について裁定し、10月15日にデクレ(政令)を公示した。

これによると、年間に認められる超過勤務時間の上限は、2002年においては130時間から180時間へ(37時間以上の部分について適用)、2003年においては130時間から170時間(同36時間以上)に引き上げられる。130時間(同35時間以上)に移行するのは2004年になる。

この結果、予定通り2002年1月11日以降法定労働時間は35時間になるにもかかわらず、中小企業は実質的に現在と同水準の労働時間を維持することができ、追加労働コストは非常に低いものとなる。2002年初頭にユーロ導入のための負担も負う中小企業にとっては歓迎できるものである。

しかしながら、早期に35時間制に移行した企業向けの公的援助の増額など見送られるなど経営者側の

要求とは開きがあり、小幅な修正に留まったとの印象が強い。これらをまとめると下表のとおりとなる。

表1-11 中小企業における年間超過勤務時間の上限等

表 1 - 11 中小企業における年間超過勤務時間の上限等

	2002年	2003年	2004年以降
年間超過勤務時間の上限	180時間 (幹部職を含む)  変形労働時間制度採用の場合は90時間	170時間 (幹部職については180時間)  変形労働時間制度採用の場合は90時間	130時間 (幹部職については180時間)  変形労働時間制度採用の場合は90時間
年間超過勤務時間の上限判定のために繰り入れられる超過勤務時間	週37時間を越える部分  変形労働時間制度採用の場合は年間1690時間を越える部分	週36時間を越える部分  変形労働時間制度採用の場合は年間1645時間を越える部分	週35時間を越える部分  変形労働時間制度採用の場合は年間1600時間を越える部分
週35時間を超え39時間までの代休として補償される超過分に対する割増率(注)	10%	25%	25%

注 週39時間を超える部分については、賃金割増によって補償。2002年より43時間までは賃金割増率25%、43時間を超えるものについては50%となる(現在は47時間までは25%)。

例えば、現在、週所定内労働時間が39時間の中小企業は実質的に週39時間労働を2002年も続けた場合、労働週を年47週と仮定すると、週4時間の超過勤務×47週で188時間が法定労働時間からの年間超過分となる。この分は2002年に限っては10%の代休の形で補償されるので、188時間×10%=18.8時間の代休(約2.5日)を与えることになる。

## (2) 労使関係近代化法の成立

### ●概要

不安定雇用に対する保護や解雇規制の強化を目的として2000年12月に議会で提出され、多くの修正を受けつつ審議が続けられていた労使関係近代化法案(注2)は、2001年12月に議会を通過した。しかし、同法については、憲法院(注3)が一部の規定について違憲判断を下したため、政府は当該規定を削除し、同法は2002年1月20日から施行された。同法成立に至る経緯と内容は次のとおり。なお、同法は新法ではなく、既存の労働法典の条文を改正する法律である。

### ●法律制定の経緯

#### 1) 大企業の相次ぐ人員削減計画の発表と法案の修正

労使関係近代化法案は、不安定雇用に対する保護や解雇規制の強化を目的として、2000年12月に議会で提出され、審議が続けられていた。

ところが、2001年春になって、ダノン社(乳製品製造業)及びマークス&スパンサー社(小売業)をはじめとする多くの著名企業が、極端に業績が悪化していないにもかかわらず相次いで大規模な人員削減計画(リストラ)を発表した。このため、国民の間に雇用不安が生じ、連立与党内(特に共産党)で解雇規制の強化を要求する声が高まった。

こうした動きを踏まえ、政府は、同法案について、解雇規制を更に強化することとし、4月24日、修正の骨子についてギグ雇用連帯相が国民議会(下院)の社会問題委員会及び元老院(上院)において説明を行った。このときの修正案においては、

- a.労働法典に規定する「経済的理由による解雇」の定義を変更し、解雇の要件を厳しくすること、
- b.解雇手当の増額、
- c.高齢労働者の保護、
- d.従業員及び国の権限強化、
- e.地域経済再活性化のための特別負担金の支払義務、

等の内容が盛り込まれた(次頁法律概要の1~7に該当する項目)。また、その後10月には、雇用情勢の悪化を背景に、地域経済再活性化のために義務づけられることとなる特別負担金の具体的な額の明示等、小幅な法案の修正が行われた。

## 2) 法律案の議会通過

同法案については、解雇規制強化の部分について野党側が強く反対した。また、10月24日には56人の大企業経営者(雇用者数は150万人)がレゼコー(Les Echos)紙に廃案を求めるアピールを発表するなど、使用者側は強く反対した。特に、経済的理由に基づく解雇の定義(注6)を変更し、要件をさらに厳しくすることについての反対が強かった。しかし、同法案は「経済的理由の定義」について特に修正を加えることなく、2001年12月18日に国民議会において可決された。

## 3) 憲法院による違憲判断

これに対し野党は可決後に憲法院に提訴を行った。憲法院は、この提訴を受けて同法の合憲性について審査を行った結果、2002年1月16日同法案の一部を違憲とする判断を示した。即ち、今回の改正案は、競争力の保持をねらいとして決定された企業再編計画の進展を遅らせる危険性があり、むしろ解雇を増やすことにもなりかねないと指摘するとともに、企業の経営上の選択を裁判所が監視する結果を招くと判断し、「事業の自由」の名の下に、「経済的理由による解雇」の定義の改正(注6)を求めた条項は削除すると決定したものである(注7)。

## 4) 法律案の修正と施行

憲法院の判断を受け、政府は同法案のうちで違憲とされた経済的理由に基づく解雇の定義の変更に係る部分を削除することとした。その上で、労使関係近代化法は2002年1月18日に官報公示され、1月20日から施行されることとなった。同法の概要は以下のとおり。

### 労使関係近代化法の概要

#### 1 解雇手当の増額

経済的理由による解雇の場合、企業が従業員に支払う解雇手当を引き上げる〔月額基本給の1/10×勤続年数〕から〔月



額基本給の1/5×勤続年数〕…へ(注4)。また、勤続2年以上という解雇手当の受給資格を廃止した。

## 2 高齢労働者の保護

50歳以上の従業員を解雇した場合に企業に課せられる課徴金(ドラランド税)の増額を検討する。

## 3 従業員及び国の権限強化

雇用調整を計画している企業の取締役会及び監査役会は、計画を決定する前に、計画が社会及び地域にもたらす影響について検討することを義務づけられる。また、計画の企業委員会(労使間協議の場合)への諮問前に行われる企業委員会による計画の評価について従業員側の権限を拡大する。さらに、労働監督官は、雇用調整計画(注5)の内容の確認のため費やす期間を増加する(従来は8日間)。

## 4 再就職休暇と再就職斡旋

従業員数1,000人以上の企業(以下「大企業」という)又はグループレベルの企業委員会若しくは欧州レベルの企業委員会を有する大企業については、雇用調整の対象となる従業員に「再就職休暇」を与えることを義務づける。同休暇は、最長で6ヵ月(50歳以上の従業員の場合は9ヵ月。いずれも解雇の事前通告期間を含む。)で、この期間中は労働契約をうち切るとは認められなし、同期間中に行われ再就職斡旋や職業訓練等の費用は企業側の負担による。

## 5 地域経済再活性化への義務

大企業が合理化計画により地域経済に大きな影響を与える場合には地域経済への支援策を雇用調整計画に盛り込み、特別負担金を支払う。

## 6 不安定雇用への対策

期間の定めのない雇用契約を安易に有期雇用契約で代替することを制限するため、有期雇用契約を2種類に分けて契約期間をより明確な方法で規定し、有期雇用契約が終了した労働者が期間の定めのない雇用契約へ変更できるものとした。

## 7 厳しい条件下で働く労働者の保護強化

夜間労働の定義及び超過勤務労働時間について見直しを行い、労働者保護を強化した。妊娠している女性労働者に対しては、夜間労働、変更可能性のある職種への従事及び労働契約の中断を認めるものとした。

## 8 精神的ハラスメントの禁止

一部の従業員を退職に追い込むこと等を目的とする、職場における精神的血ハラスメント(嫌がらせ)については、これを罰則をもって禁止することとした。

### (3) 若年者雇用促進計画の継続を発表

2001年6月6日、ギグ雇用連帯相は、若年者雇用促進計画(注8)を2006年まで延長することを発表した。同計画は、1997年10月から2002年10月までの5年間で35万人の若年者雇用を創出することを目的として実施されているもので、2001年4月までに31万2,000人の若年者が職を得るなど成果を上げているが、計画の終了まで2年となった2000年秋頃から、これら同計画により職を得ている若年者の将来が問題となっており、同計画の継続について関係省庁間で検討が行われてきたものである。

今回の決定により、今後5年間で合計400億フラン(約6,500億円)を同計画に充てることとし、うち280億フランを同計画で若年者を雇用している国民教育省、内務省及び司法省に、80億フランを地方自治体及び各種団体に、40億フランを今後新規に採用される若年者雇用に振り向けることとしている。

若年者雇用促進計画によって創出された31万2,000人の雇用の内訳をみると、最も多いのは、各種任意団体で約8万2,000人、次いで教育(補助教員)が7万人、以下地方自治体6万4,000人、公共団体・公企業3万4,000人、警察(治安補助員)2万5,000人等となっている。これら各機関で創出された雇用については、政府が社会保障分も含めた賃金の8割を雇用主に助成しているが、今後助成がなくても継続が可能な割合は、各種任意団体で約2.5割、地方自治体で約8割と政府はみている。最も多くの雇用を担っている各種任意団体の例でみると、助成がなくても継続可能な2.5割は、環境、観光等の分野で雇用されている。残

りのうち約33%はスポーツ、レジャー、文化等の分野で雇用されているが、政府の助成なしにはすぐには雇用を継続できそうにないため、今後3年間は助成を行う。あとの45%については、今後も助成なしには雇用の継続は困難であり、これらの団体については、3年ごとに見直し可能な協約を結び、助成を継続していく予定である。補助教員、治安補助員及び公共団体・公企業の雇用については、今後大量の定年退職者が見込まれることから、これを補う新規職員として優先的に採用していくことが計画されている(注9)。

#### (4) 差別に関する法律の制定

差別禁止に関する法案が、2001年11月6日、国民議会の最終投票において可決・成立した。この法律は、全ての労働者の職業生活全般にわたる保護のあり方を改善することを目的としており、EU指令、フランスの判例及びEU判例に基づいて制定させるもので、労働法典の現行規定を補完するものである。同法の制定により、差別を規定する労働法典のL.122-45条(注10)は、適用範囲を拡大し、労働者により有利な方向で立証責任を緩和するために修正されることになる。

#### ●差別に関する法律の内容

労働法典L.122-45条に規定されている差別的措置の内容は、労働者の職業生活全般を考慮し拡大される。現行法上の差別の理由に関するリスト(出自・性別、家庭の状況、民族、国籍、人種など)には、さらに、1)外見(身長・体重、容姿等)、2)姓、3)性的嗜好、4)年齢に関するものが追加される。

このうち、年齢に関する差別禁止原則は、雇用及び労働に関する平等取扱を規定した2000年11月27日付EU指令(包括的差別禁止指令)に沿ってフランス法を制定することを目的としている。さらに、差別禁止は今後・職業生活全般に適用されることになる。すなわち、これまでは、採用、懲戒或いは解雇に際して生じた差別のみが禁止されていたが、今後は募集、企業での研修や職業訓練への応募、報酬、配属、職能資格付与・職階、昇進、再就職の斡旋、契約の変更および更新の場面においても差別が禁止される。

#### ●労働者の立証責任の緩和

労働者のみに立証責任の負担を負わせないために、訴訟における労働者の立証責任が緩和された。自らが差別の犠牲者であると考えられる労働者あるいは応募者は、「直接または間接の差別の存在を推測させる」事実の要素(状況証拠)を裁判官に提示しなければならない。これらの要素が提示されると、今度は被告が、「自らの決定があらゆる差別と蘭係のない客観的要素によって正当化されることを証明」すべきことになる。一方、裁判官は、必要な場合において、「有用と考えられるあらゆる命令措置」を命じた後に、心証を形成すべきことになる。

この規定は、破毀院(注11)及び王EU司法裁判所の判例に従ったものであり、また、性差別の立証責任に関する1997年12月15日付EU指令(注12)を国内法化したものである。

#### ●事実の確認および訴訟支援

今回の法律では、差別に関する紛争の解決を容易にすることを目的として様々な措置が規定された。具体的には以下のとおり。第1に、労働監督官は、差別の存在を証明しうる事実の確認のために有用な全文書又は全情報(たとえば労働者の個別査定)の提供を受けることができる。

第2に、差別に関する提訴権は労働組合にも拡張されている。全国規模の代表又は事業所代表である労組は、差別被害者に書面で通知し、被害者が労組による訴訟に15日以内に反対しない場合は、被害者の委任がなくてもその代理として訴訟活動を行うことができる。また、5年以上前に正規に設立された差別禁止団体も、差別被害者による書面での同意がある場合には提訴権を持つ。



第3に、企業において人格権や個人の自由権が害された場合には、労働法典のL.422-1-1により従業員代表委員による警告権が規定されている。この警告権は、今回、従業員代表委員が差別的措置の存在を認めたとときについても拡張(注13)された。

第4に、今後は、拡張の影響を及ぼすため、人種差別に関する事項は、部門別労働協約において義務的条項となる。公務員については、差別禁止原則は適用されるが、民間部門に適用される立証責任の仕組みは適用されない。

#### (5) 低賃金労働者向け雇用手当制度の開始

2001年8月24日、政府は低賃金労働者を対象とした雇用手当の支給を開始した。2000年(暦年)分の給与所得を申告した3,200万世帯のうち約4分の1に当たる810万世帯が受給対象となる。雇用手当は、低所得者家計を援助するとともに、就労促進の趣旨から、家族の少なくとも1人が働いていて所得が一定の限度内の家庭に支給されるもので、国内景気の鈍化が見られる中、購買力でこ入れの景気刺激効果が期待されている。

#### ●雇用手当支給に至った経緯

雇用連帯省の調査によると2000年1月から12月の1年間に51万7,400人の雇用が創出され、雇用者数は前年比で3.6%増加し、98年、99年に引き続き3年連続での増加となった。しかし、国立統計経済研究所(INSEE)が発表した「家計の所得と資産に関する年次調査」によると、1996年1月から2000年5月にかけて、景気が拡大し150万人の雇用創出があったにもかかわらず、貧困率が低下せず、2000年においても1996年と同様7.3%の家計が貧困ライン(注14)以下の生活を送っていることがわかった。ジョスパン首相は、雇用は所得再分配の中心的な手段であると主張しているが、創出された仕事の多くが低賃金の雇用であり、民間部門で創出された雇用のほとんど全ては最低賃金(SMIC)の1.3倍(月額7,400フラン：約12万3千円)を下回るものであった。また、フランス全体では最低賃金(SMIC)の1.3倍弱の賃金が40%を占めている。このため、政府は雇用手当を通じて労働所得を増加させることとしたものである。

#### ●雇用手当の内容

雇用手当は、給与所得が最低賃金の1.4倍に満たない労働者を対象に、給与から源泉徴収される一般社会保障拠出金(CGS)の一部を手当として返還する制度である。世帯単位の年間所得水準と扶養家族の人数を基礎に算出される1世帯当たりの支給額は、例えば年間所得が6万8,583フラン(約114万円)の最低賃金で働く単身世帯の場合は1,509フラン(約2万5,000円)、夫婦がともに最低賃金で働く4人家族(子供2人)の世帯の場合で3,418フラン(約5万6,700円)となる。

雇用手当の給付は、所得税課税額からの「控除」という形式を取るが、所得税が非課税となる低所得層は還付金として小切手として受け取ることになる。小切手にはファビウス経済・財政・産業相とパルリ予算担当相からの手紙が添えられ、「政府からの贈り物」との印象を最大限に引き出そうとする政府の意図が読みとれる。

#### ●期待される効果

雇用手当制度は、2000年秋に政府が打ち出した「2001年からの3カ年減税計画」に含まれる国民負担軽減策の一つに位置づけられている。当初は、1999年～2000年の超過税収を背景に「所得の再分配」に主眼が置かれていたが、国内景気の失速基調が強まったことで、現在はむしろ景気刺激策として注目されている。



## 第1部 2001～2002年の海外情勢

### 第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

#### 第2節 主要先進国及びEU

##### カナダ

#### 経済及び雇用・失業の動向

カナダの景気は、1997年以降内需中心の拡大を続けてきたが、2001年に入り景気の拡大テンポは鈍化した。個人消費の鈍化や在庫投資の減少等に加え、アメリカ経済の減速にまり対米輸出が減少したことが主な要因であった。

表1-12 カナダの実質GDP成長率と雇用・失業の動向

表1-12 カナダの実質GDP成長率と雇用・失業の動向  
(%, 万人)

	1998年	1999	2000	2001				
				1～3月	4～6	7～9	10～12	
実質GDP	4.1	5.4	4.5	1.5	2.6	2.0	0.6	0.8
雇用者数	1,414	1,453	1,491	1,508	1,507	1,508	1,508	1,509
失業者数	128	119	109	117	114	115	117	132
失業率	8.3	7.6	6.8	7.2	7.0	7.1	7.2	8.0

資料出所：カナダ統計局「Canadian Economic Observer」

注 実質GDPは前年比または前年同期比、就業者数、失業者数、失業率の2001年四半期の数値はそれぞれ3月、6月、9月、12月の数値

表1-13 カナダの男女別、年齢階層別失業率

表1-13 カナダの男女別、年齢階層別失業率  
(%)

	1998年	1999	2000	2001				
				3月	6	9	12	
全体	8.3	7.6	6.8	7.2	7.0	7.1	7.2	8.0
男性	8.6	7.8	6.9	7.5	7.4	7.4	7.4	8.6
女性	7.9	7.3	6.7	6.8	6.6	6.6	6.9	7.3
15～24歳	15.1	14.0	12.6	12.8	12.7	12.3	13.2	14.0
25歳以上	7.0	6.3	5.7	6.1	5.9	6.1	6.0	6.9

資料出所：カナダ統計局「Canadian Economic Observer」

経済成長率は、2001年7～9月期は前期比年率0.6%減となったが、個人消費が回復し、住宅投資が大きく増加したこと等から10～12月期は2.0%と持ち直し、2001年通年では1.5%となった。

失業の特徴としては、第1に若年失業率が高いことが挙げられる。2000年における15歳～24歳の若年失業率は25歳以上の失業率の2倍を上回る水準で推移し、2000年12月においても12.5%と高水準になっている。

第2に、失業率の地域間格差が挙げられる。農林漁業の比率の高い大西洋側の諸州において一貫して高い失業率が続いている。2001年において失業率が最も低い州はアルバータ州で4.6%となっている。最も高

い州は大西洋に面したニュー・ファンドランド州で16.1%となっている。

---

---

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 第1部 2001～2002年の海外情勢

### 第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

#### 第2節 主要先進国及びEU

##### EU

(注1)各社会保障給付に共通した一般的な原則と、個別の給付に関する原則とからなり、理事会において今後の作業に必要な指針を与えるとともに作業を促進することを意図している。

(注2)EU域内に合法的に居住する第三国国民(1,300万人)のうち、ドイツ(550万人)及びオーストリア(150万人)に半数以上が住んでいる。この特例のもとでは、他の加盟国に居住している第三国国民がドイツ及びオーストリアに移る場合には、家族手当の権利はこれまで居住していた国の制度ではなく、新たに居住する国(ドイツ及びオーストリア)の制度による。ただ、欧州委によれば、ドイツに居住する第三国国民は他の国を経ずに直接域外からドイツに到着するケースがほとんどであるので、今回の特例による影響はほとんどないとしている。

(注3)保守党政権時のEC条約付属議定書により、指令施行時に適用対象とならないが(オプト・アウト)、労働党のブレア政権になり、社会政策協定による手続きに参加すること(オプト・イン)を表明した。

(注4)雇用及び労働社会関係の立法は、理事会と欧州議会の意見が最終的に一致しない限り法案が成立しないという、共同決定手続きによる。理事会が欧州議会の修正案をそのまま認めない場合には、特定多数決で理事会としての案をまとめる。これを「共通の立場」と称する。

## 第1部 2001～2002年の海外情勢

### 第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

#### 第2節 主要先進国及びEU

##### EU

#### 1 経済及び雇用・失業の動向

---

2001年の実質GDP成長率は前年比1.5%となり、96年以来の低成長となった。これは、世界的な景気減速の中で、ユーロ圏(デンマーク、スウェーデン、イギリスを除く12カ国)のGDPの7割を占めるドイツ、フランス、イタリアの3カ国において成長率が大きく落ち込んだためである。

一方、雇用失業情勢は、引き続き雇用創出が順調になされたことから改善し、ユーロ圏の失業率は2001年は8.0%となった。

---



## 第1部 2001～2002年の海外情勢

### 第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

#### 第2節 主要先進国及びEU

##### EU

#### 2 欧州理事会

##### (1) バルセロナ欧州理事会(欧州サミット)

2002年3月15日及び16日、バルセロナにおいて欧州理事会が開催された。理事会では、欧州雇用戦略の進展を高く評価する一方で、リスボン、ストックホルム両サミットで設定された目標を達成するにはなすべきことが多くあるとして、優先的な課題を示した。

表1-14 EUの実質GDP成長率と雇用・失業の動向

表1-14 EUの実質GDP成長率と雇用・失業の動向

(%、万人)

	1997年	1998	1999	2000	2001				
					1～3月	4～6	7～9	10～12	
実質GDP成長率(%)	2.5	2.9	2.7	3.4	1.5	1.7	0.5	0.9	-0.7
就業者数(千人)	101,600	103,400	105,200	107,200	-	-	-	-	-
失業者数(千人)	14,070	13,337	12,322	11,174	11,101	-	-	-	-
失業率(%)	10.9	10.3	9.4	8.4	8.0	8.1	8.0	8.0	8.1

資料出所：欧州委員会「Employment in Europe 2000」、内閣府「海外経済データ」

注 実質GDP成長率及び就業者数はEU15カ国の数字。他は通貨統合に参加している12カ国＝ユーロ圏の数字。GDP成長率の四半期値は前期比年率。

課題としては、まず第一に、欧州雇用戦略の見直しを打ち出した。具体的には、ガイドラインの数を削減することで欧州雇用戦略を簡素化し、完全雇用達成の最終期限を調整する。同時にガイドライン実施におけるソーシャル・パートナーの役割と責任を強化する等の方針が示され七また加盟各国の政策に関しては、低賃金労働者の労働市場への参入を促す税・社会保障制度、早期退職優遇策の縮小といった政策の導入が求められた。

次に、労働移動については、欧州理事会は欧州委員会による「技能と労働移動に関する行動計画」を歓迎する意向を示し、労働移動に対する障壁の除去や社会保障上の権利の継続性等を目的とした活動を支持し七欧州医療保険カードの導入と人の移動に関する情報を一括提供するウェブ・サイトの立ち上げについても合意した。

社会的統合に関しては、欧州理事会は加盟各国に対し貧困や社会的排除を受ける危険のある人の数を削減するための目標値を設定するよう求めた。

雇用平等について、欧州理事会は女性に対する暴力への取り組みや保育施設数の目標値設定により、これを強化する方針を示している。保育施設に関しては、2010年までに3歳から就学年齢までの児童の9割に対し、そして3歳未満の児童の33%に対し施設を提供することを目標値として設定した。

また2010年までに、平均退職年齢を段階的に5歳程度引き上げることも目標として合意された。

---

---

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 第1部 2001～2002年の海外情勢

### 第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

#### 第2節 主要先進国及びEU

##### EU

#### 3 雇用パッケージ

---

2001年9月、欧州委員会は、EU労働市場の改革を進めるための「雇用パッケージ」を承認した。同パッケージは、年次の雇用戦略の一環として、98年以来、毎年秋に欧州委員会から発出されているもので、加盟各国向け「理事会勧告案」、「2002年度雇用政策指針」及び「2001年共同雇用レポート案」の3文書からなる。

#### ●2001年共同雇用レポート案

EUでは、就業率の目標を2010年までに70%、2005年までに67%と設定している。2000年の就業率は63.3%となり、前年の62.3%からさらに目標値に近づいた。失業率は、99年の9.4%から2000年は8.4%(2001年は8.0%)と低下した。しかし、失業率は依然高水準にあり、特に若年者失業率の改善が課題となっている。さらに、高齢者(55～64歳)の就業率は、2000年に37.7%と、目標値(2010年までに50%)をかなり下回った状況にある。

#### ●2002年度雇用政策指針

雇用政策指針については、それほど大きな変更提案はなされておらず、以下の点等について変更の提案が行われた。

- 1) ストックホルム欧州理事会での合意等に従い、欧州においてより多く、より質の高い雇用を保障するために雇用の質に関する新たな目標を設定する。
  - 2) ストックホルム欧州理事会で合意した就業率目標を指針に含める。目標は、2005年までの中期目標として全体の就業率を67%に、女性の就業率を57%にする。また、2010年までの高齢者の就業率を50%に引き上げる。
  - 3) 欧州労働市場における労働移動を促進するための指針を改訂する。
  - 4) 男女間の賃金格差に関する指針を強化する。
-

## 第1部 2001～2002年の海外情勢

### 第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

#### 第2節 主要先進国及びEU

##### EU

#### 4 派遣労働者指令案の提出

2002年3月20日、欧州委員会は、派遣労働者の保護に関する指令案を発表した。これは、6週間を超えて同一企業に派遣されている派遣労働者について、派遣先企業における同等な労働者との非差別原則を保障するとともに、加盟国に対して派遣労働者についての規制の見直しを求めるものである。派遣労働者について最低限の保護を規定することにより、労働者派遣という新たな柔軟な働き方が発展することを目指している。

#### ●背景

非典型労働(atypical work)が増大する中で、1995年にパートタイム労働者と有期労働者についてEUレベルでの労働協約が成立し、それがそのまま指令となった。次いで派遣労働者についても、2000年5月に労使間の協議が開始され、両者の立場は非常に近いところまでいったが、1年にわたる交渉は均等待遇の対象となる「同等の労働者」の定義でまとまらなかった(経営者側は、賃金については派遣元企業の他の労働者と比較するよう主張)。この労使の努力を無にしないよう、今回欧州委が労使間で合意に達した点をベースとして指令案を発表した。

#### ●指令案の概要

- 1) この指令案は、派遣元企業と派遣される派遣労働者との間の雇用契約又は雇用関係に適用される。
- 2) この指令案は、非差別の原則を派遣労働者に適用することによって派遣労働の質を改善するとともに、派遣労働の利用の適切な枠組みを設けることによって労働・雇用市場の円滑な機能に資することを目的とする。
- 3) 派遣労働者の比較対象となる「同等の労働者」の定義は、「年功(seniority)、資格及び技能を考慮した上で、派遣労働者と同一又は類似の職務を占める派遣先企業の労働者」としている。

また、非差別原則の対象となる「基本的な労働・雇用条件」の定義は、

- 1) 労働時間の長さ、休息期間、夜業、有給休暇及び公休日、
- 2) 賃金、
- 3) 妊婦・育児中の母親、子供及び若者によってなされる仕事、
- 4) 性別、人種、民族出身、宗教又は信条、障害、年齢又は性的志向による差別をなくすためにとられる行動、

としている。

- 4) 加盟国は、ソーシャル・パートナーと協議した上で、派遣労働の制限又は禁止を定期的に見直さなければならない。また、この見直しの結果、制限又は禁止を維持する場合にはその必要性及び正当性も欧州委員会に通知しなければならない。
- 5) 派遣労働者は、派遣期間中、基本的な労働・雇用条件に関して派遣先企業の同等の労働者と同等以上の取扱いを受けるものとする。ただし、均等待遇の対象となる派遣労働者の範囲は、派遣期間の現状(ほとんどの加盟国では6ヵ月以内。フランス及びドイツでは通常1ヵ月以内)を踏まえ、6週間以上同一の派遣先企業に派遣されている派遣労働者とされた。
- 6) 派遣労働者は、派遣先企業における空きポストについて、当該企業における他の労働者と同等に情報提供を受ける機会を与えられる。
- 7) 派遣労働者は、当該人数を超えれば派遣元企業において労働者代表機関の結成が必要となる人数の計算に当たっては、計算に含まれる。
- 8) 派遣先企業の労働者代表機関に対して当該企業における雇用状況について情報提供をする際には、派遣労働者の利用についての適切な情報も提供しなければならない。
- 9) 加盟国は、この指令の採択から2年以内に実施しなければならない。

#### ●指令案に対する評価

欧州委員会は、指令案の規定のほとんどはすでに各国の法制、労働協約又は行動規範によって実施されているもので、制度の変更が必要な場合も各国の慣行に従ってこの指令案を適用する余地を残しているので大きな影響はないとしている。

ただこれに対しては、派遣元企業が派遣先企業における賃金や労働条件のデータを集めなければならず、負担が大きくなるとの意見もあり、特に派遣労働者が多く規制のゆるやかなイギリス産業界の反発が強く、今後の理事会での議論の行方が注目される。

## 第1部 2001～2002年の海外情勢

### 第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

#### 第2節 主要先進国及びEU

##### EU

#### 5 雇用・社会政策相理事会

2002年6月3日、ルクセンブルグで雇用・社会政策相理事会が開催され、社会保障制度の調整に関する規則の改正、欧州協同組合規則を補足する指令案のガイドライン合意等がなされた。概要は以下のとおり。

##### (1) 社会保障制度の調整に関する規則の改正

制定以来30年以上が経過した本規則の現代化のための改正案について、昨年12月3日の理事会で合意された12の原則(注1)に基づいて審議が行われてきた結果、今理事会で改正案の第一章及び第二章について大部分合意が得られた。ドイツが一部留保をしたので、セビーリャ欧州理までに一般的なガイドラインについての合意が得られるよう、常駐代表者会議に作業が委ねられた。なお、このうち同規則の第三国国民への適用拡大については、欧州委が改めて2月6日に指令案を発表し、各国間で調整が行われてきたところであるが、今回の理事会では、議長国の妥協案をもとに、一般的なガイドラインに合意した(ドイツとオーストリアが家族給付と失業給付の取扱いについて留保を付し、特例として認められた(注2))。今後、欧州議会から意見が出された時点で、理事会で規則を正式に採択できる見込みである。

理事会事務局の資料によれば、本来、本改正の適用を受けないイギリス及びアイルランドについて、オプト・インの権利(注3)を行使したとされている。

##### (2) 欧州協同組合規則を補足する指令案のガイドライン

欧州協同組合規則案と労働者関与に関して同規則を補足する指令案について一般的なガイドラインが合意された。これらは、昨年採択された欧州会社法規則・指令をもとに、協同組合に特有の性質に必要な修正をほどこしたものであり、欧州議会が1992年1月に意見を、述べてから大幅に修正されているので、再度欧州議会に協議することとされた。

##### (3) アスベストからの労働者の保護に関する指令の改正

これは、労働者のアスベストへの曝露からの保護の強化を図るものであり、欧州議会(第一読会)が2002年4月11日に意見を発表し、欧州委が一部その意見を受け入れて5月16日に修正案を公表した。今理事会では、共通の立場の政治的合意が得られたところであり、近く理事会で正式に共通の立場(注4)が採択される見込みである。ヨーロッパ紙によれば、アスベストの抽出、生産、使用及び再利用の禁止が合意されたと報じられている。なお、指令の採択は欧州議会の第二読会を経て今年中又は来年になる見込みである。アスベストへの曝露により今後30年間で50万人の労働者が死亡すると予測されている。

##### (4) 職場の健康及び安全についての共同体新戦略に関する決議



2002年3月に欧州委が職場の健康及び安全についての新たな戦略を公表したことを踏まえ、本決議が採択された。

(5) 技能と労働移動に関する決議

2002年2月に欧州委が技能と労働移動に関する行動計画を公表したこと、及びバルセロナ欧州理の議長国結論文書を踏まえ、本決議が採択された。

---

---

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 第1部 2001～2002年の海外情勢

### 第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

#### 第2節 主要先進国及びEU

##### ロシア

#### 経済及び失業の動向

ロシアは、1997年からのアジア金融危機を契機とする新興市場からの海外資本流出の影響に原油価格下落や国内の政治・経済問題への懸念といった要因が加わり、1998年夏に金融危機に見舞われ、大幅なマイナス成長に陥った。しかし、1999年に入り、ルーブル切下げによる鉱工業生産の回復、原油価格上昇による輸出増等により景気は回復し、拡大基調に転じている。

失業率は10%前後で推移しており、依然として高い水準にある。

表1-15 ロシアの実質GDP成長率と失業の動向

	1998年	1999	2000	2001				
				1～3月	4～6	7～9	10～12	
実質GDP成長率	-4.9	5.4	9.0	5.0	4.8	5.3	5.8	4.3
失業者数	1,866	1,588	1,070	1,050	1,083	1,046	1,006	1,066
失業率	13.2	12.6	9.8	8.9	9.9	8.8	8.6	8.9

資料出所：内閣府「海外経済データ」  
 注1 実質GDP成長率は、対前年同期比  
 注2 失業者数は、各期末の数値

## 第1部 2001～2002年の海外情勢

### 第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

#### 第3節 アジア

##### 韓国

#### 1 経済及び雇用・失業の動向

---

2001年の経済成長率は3.0%となり、前年の9.3%から大幅に低下した。これは、アメリカ経済減速の影響を受けて、IT関連部門を中心に輸出や設備投資が大幅に減少したことが主な要因である。こうした中で、政府の景気対策もあって個人消費や建設投資が底堅く推移し景気を下支えした。失業率も前年より低下し2001年は3.7%となった。

---

## 第1部 2001～2002年の海外情勢

### 第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

#### 第3節 アジア

##### 韓国

#### 2 雇用・失業対策

##### (1) 2001年総合失業対策

政府は2001年1月17日に「2001年総合失業対策」を発表した。

##### ●政策の方向性

2001年の失業率を3%台に安定させるという目的の下、政府は季節的要因から失業の増大が予想される第1四半期に、失業者数を90万人台で維持し、失業率の上昇を押さえるため、集中的に失業対策を実施した。施策の中心は、

- a.雇用の創出
- b.短期の職場提供
- c.職業能力開発を通じたエンプロイアビリティの増大
- d.社会安全網の拡張
- e.失業対策サービスシステムの改善

など雇用安定政策に置かれている。その方針は以下のとおり。

表1-16 韓国の実質GDP成長率と雇用・失業の動向

	1997年	1998	1999	2000	2001				
					1～3月	4～6	7～9	10～12	
実質GDP成長率	5.0	-6.7	10.9	9.3	3.0	3.7	2.9	1.9	3.7
就業者数	21,106	19,994	20,281	21,061	21,362	20,403	21,677	21,694	21,673
失業者数	556	1,461	1,353	889	819	1,029	791	732	725
失業率	2.6	6.8	6.3	4.1	3.7	4.8	3.5	3.3	3.2

資料出所：韓国統計局「Monthly Statistics of Korea」

注：実質GDP成長率は、前年比または前年同期比。

- 1) 女性、高齢者、仕事を見つけるのに困難を伴う長期失業者等への援助を強化。政府は雇用安定の保証に高い優先順位を与えており、まず最初に年40万件の仕事(IT(Information Technology)やBT(BioTechnology)といった成長産業を通じて創出する施策を実施する。
- 2) 20万人の失業者に労働市場の要求に合った個人ごとの教育訓練を行うことにより雇用に就かせる。
- 3) 失業者に迅速で専門的な雇用サービスを提供する職業カウンセラーの質を向上させるなど、雇用安定のためのインフラを拡充する。
- 4) 失業手当の十分な活用、生活費の借入や賃金債権保証システムによって政府は積極的に失業者の生活をサポートする。
- 5) 雇用維持のための助成金の効果的な使用、リストラ中の企業への企業安定化基金の供給、従業員への職業紹介サービスの導入により失業防止プログラムを強化する。

## (2) 自助努力サポートプログラム(福祉から就労へ)

### ●概観

自助努力サポートプログラムは、2000年10月に国民基礎生活保障法の施行とともに始まった。国民基礎生活保障法は、国が貧しい人々に基本的な生活を保障するだけでなく、働くことができる人は職業能力の向上を通じ七自分の生活に責任を持つように努力していくことを義務付けており、その結果「実り多い福祉」が実現するとしている。

### ●自助努力サポートプログラムの背景

自助努力サポートプログラムの背景としては、以下の2つが挙げられる。

- ・国の社会安全責任の強化

「実り多い福祉」と社会的援助は低所得者の権利であるとするコンセプトに根ざした、社会安全網の拡大へのニーズがあること

- ・低学歴・低技能者の職業的競争力の強化

最近の世界経済のグローバル化に伴い、雇用の流動化が進み、結果として長期失業者と非正規職が増えている。世界経済の状況は知識に根ざした経済を指向するのに、階級の違う人々のギャップは広がりつつある。その結果、政府は低学歴・低技能者が職業的競争力をつけるための雇用サービスを提供する必要がある。つまり、自助努力サポートプログラムは包括的な貧困対策として、また、受益者の自助努力を促進することを求める国民基礎生活保障法による実り多い福祉の一部として導入された。

### ●対象者

自助努力サポートプログラムの対象は、国民基礎生活保障システムに適格な18歳から60歳の対象者のうち、働くことが出来る者である。2000年には149万人のうち6万人が自助努力サポートプログラムの対象であった。

## ●プログラムの内容

### 1) 職業適応訓練

この訓練は仕事への意思、仕事を見つけることを義務づけられた者の自助努力の精神、ITを使う能力の向上を後押しするように設計されている。

### 2) 職業紹介と職探しの行動のサポート

この援助はある程度の技術、教育を身につけた者に、彼らを徹底的な職業相談を通じて適正な職場に配置するために行われる。

### 3) 自助努力のための職業訓練

要求された技能、能力が不足している者のために特別な訓練プログラムが開発、実施される。

### 4) 職業経験の不足を補うインターン制

前職の経験がないために仕事が見つけられない、職業訓練終了後に仕事が見つけられなかった場合には職業経験の不足を補うインターン制が行われる。

### 5) 自営の開始援助

自営を始めたい者には、系統的なサポートと関係ビジネス分野の知識と経験を提供する。

### 6) 参加者が自助努力サポートプログラムへの参加

求職者として参加していたプログラムに仕事の供給者として参加する。手当炉支払われる。



## 第1部 2001～2002年の海外情勢

### 第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

#### 第3節 アジア

##### 韓国

### 3 女性雇用関連法の改正について

---

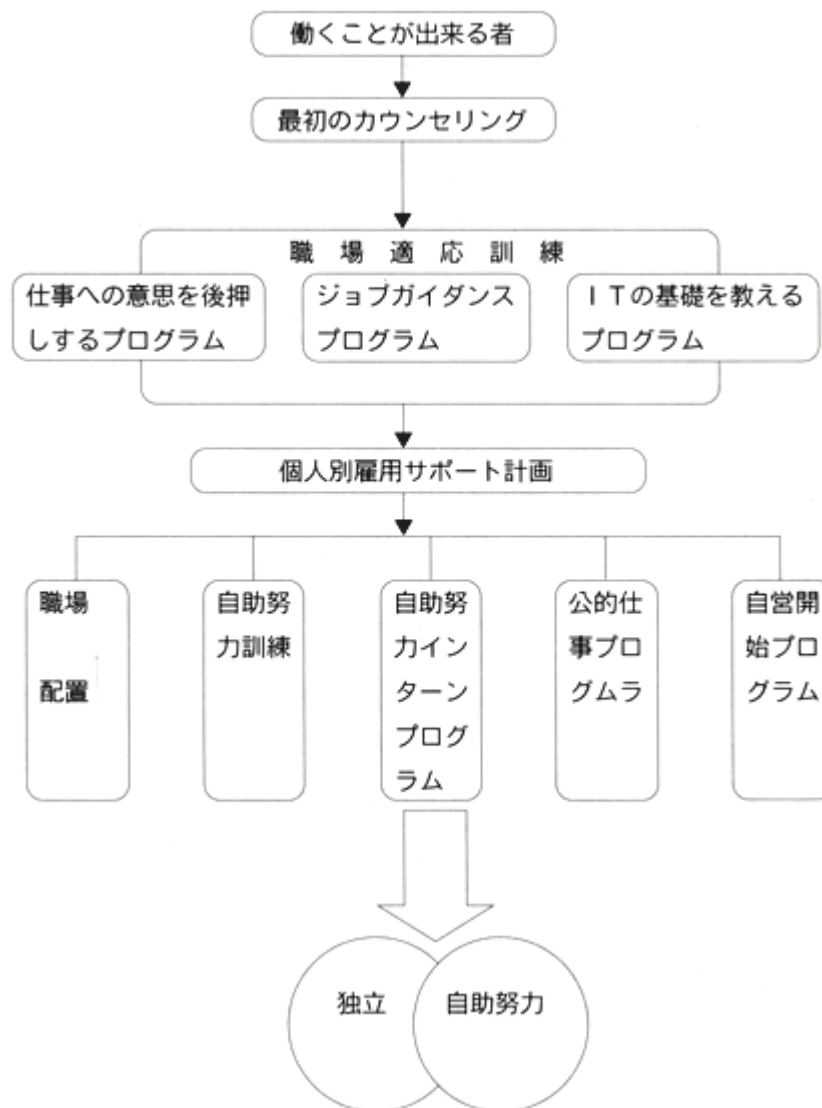
勤労基準法、男女雇用平等法、雇用保険法の3法における女性雇用関連部分の改正法案が2001年7月18日国会を通過し、2001年11月1日から施行された。

今回の法改正では、明らかに性差別的な基準が見当たらなくても事実上特定の性に不利益を与えてしまうような「間接的な性差別」についても、その被害を受けた労働者は救済の申請を出すことができるようにしたところに関心が集まっている。つまり、採用・賃金・昇進・解雇などの基準に明確な性差別的な要素がなくても、事実上特定の性に不利益な結果をもたらし、その基準が職務と直接関連しない場合、それにより不利益を被った労働者は「間接的差別」として異議を申し立てることができる。「間接的な差別」と判定されれば、不当解雇は5年以下の懲役または3,000万ウォン以下(約297万円：1ウォン≒約0.099円、2002年4月)の罰金が課され、採用、賃金、昇進における不利な処分は500万ウォン(約49.5万円)の罰金刑に処せられる。

それぞれの改正点は以下のとおりである。

#### 図1-1 自助努力サポートプログラムのフローチャート

図1-1 自助努力サポートプログラムのフローチャート



## ●勤労基準法

1) (改正前) 一般的に女子勤労者を道徳上または保健上有害で危険な事業に使用することを禁止。

(改正後) 女性勤労者の一般的使用禁止を廃止。但し妊娠中の女性や産後1年を経過していない女性(以後「妊産婦」という)のみ、道徳上または保健上有害で危険な事業に使用することを禁止(第63条)。

2) (改正前) 女性勤労者は一般的に夜間勤労及び休日勤労を禁止する。ただし、勤労者の同意と労働部長官が認可したときは使用することができる。(改正後) 18歳以上の女性勤労者は、労使間の合意と本人の同意を条件に時間外労働、夜間勤労及び休日勤労が可能である。妊産婦の場合は、一般的に夜間勤労及び休日勤労を禁止する。ただし、妊産婦の同意又は請求、及び労働部長官が許可したときには可能である。

3) (改正前) 女性勤労者の時間外労働に上限を設ける。団体協約にある場合でも、1日に2時間、1週に6時間、1年に150時間を超過してはならない。

(改正後) 産後一年未満の女性勤労者のみ時間外労働を制限。団体協約にある場合でも1日に2時

間、1週に6時間、1年に150時間を超過してはならない。

4) (改正前)産前産後に60日の有給保護休暇を規定。産後に30日以上を確保。

(改正後)産前産後に90日の保護休暇。産後に45日以上を確保し、最初の60日は有給とする。

表1-17 自助努力サポートプログラムの参加者と経費

表1-17 自助努力サポートプログラムの参加者と経費

プログラムの分類	参加人数	費用
職場配置、求職活動プログラム	20,000人	2百万ウォン
自助努力のための職業訓練	30,000人	5億5800万ウォン
自助努力インターンプログラム	10,000人	3億ウォン
安定所の拡張	追加14ヵ所設置	1億1600万ウォン

注 1ウォン=0.099円 2000年4月

## ●男女雇用平等法

1) (改正前)勤労基準法の適用対象となる事業場(5人以上)に本法律を適用する。

(改正後)勤労者を使用する全ての事業又は事業場へと適用範囲を拡大。

2) (改正前)事業主がセクシュアルハラスメントの加害者である場合の処罰規定無し。

(改正後)事業主がセクシュアルハラスメントの加害者である場合の処罰規定を新設。100万ウォン(約99万円)以下の過怠料。

3) (改正前)育児休暇期間中の解雇禁止規定なし。

(改正後)育児休暇期間中の解雇禁止規定を新設。

4) (改正前)派遣勤労関係において事業主の職場内セクシュアルハラスメント予防教育義務の明示なし。

(改正後)派遣勤労関係においては派遣先事業主に職場内セクシュアルハラスメント予防義務があることを明示。

## ●雇用保険法

1) (改正前)育児休暇を付与された勤労者は該当期間中は無給。

(改正後)30日以上の子育て休暇を付与された勤労者に雇用保険から子育て休暇給与(月20万ウォン：約1万9,800円)を支給して、所得の一部を補填。

2) (改正前)産前産後休暇を付与された勤労者に対して、政府や雇用保険からの援助なし。

(改正後)産前産後休暇の増加分30日に対して、雇用保険から産前産後休暇給与(通常賃金相当額。上限135万ウォン：約13万4,000円)及び下限最低賃金(47万4600ウォン：約4万7,000円)を支給。

---

---

## 第1部 2001～2002年の海外情勢

### 第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

#### 第3節 アジア

##### 中国

(注1)下崗労働者とは、「国有企業をはじめとする所属企業の経営悪化等の客観的理由により、職場を一時帰休するものの、元の企業との労働契約を依然として保持しており、一定額の基本生活手当が支給されている者」をいう(そのため、正式な失業者とはならず、統計にカウントされない。)

## 第1部 2001～2002年の海外情勢

### 第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

#### 第3節 アジア

##### 中国

#### 1 経済及び雇用・失業の動向

---

2001年め経済成長率は7.3%となり、景気の拡大は前年に比べて鈍化した。2001年は第10次5ヵ年計画(2001～2005年)の初年に当たり、政府は積極的な財政政策を展開したため、第一四半期には前年同期比8.1%となったが、世界経済の伸びの鈍化による影響等から通年では経済の拡大が鈍化した。

就業者は年々増加傾向にあり、失業の動向を見ても、政府公表による都市部の登録失業率は依然低い水準で推移しているものの、人口の8割を占める農村部の余剰労働者や、1990年代半ばからの国有企業改革の進展等に伴う「下崗労働者」(注)等を考慮に入れると、労働市場の実態はかなり悪化しているとみられる。

---

## 第1部 2001～2002年の海外情勢

### 第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

#### 第3節 アジア

##### 中国

#### 2 雇用・失業対策

##### (1) 全国労働・社会保障工作(事業)傘議の開催

2001年12月13日付け人民日報、経済日報等は、前日に上海で行われた「全国労働・社会保障工作(事業)会議」の状況を報じているところ、当会議における呉邦国・國務院副総理の書面での指示、張左己・労働・社会保障部長(大臣)の講話、会議上で発表された来年の労働・社会保障工作(事業)の目標及び背景は以下のとおり。

表1-18 中国の実質GDP成長率と雇用・失業の動向

表1-18 中国の実質GDP成長率と雇用・失業の動向  
(%, 万人)

	1996年	1997	1998	1999	2000	2001				
						1～3月	4～6	7～9	10～12	
実質GDP成長率	9.6	8.8	7.8	7.1	8.0	7.3	8.1	7.9	7.6	7.3
就業者数	68,850	69,600	69,957	70,586	71,150	73,025	-	-	-	-
失業者数	553	577	571	575	595	681	-	-	-	-
失業率	3.0	3.1	3.1	3.1	3.1	3.6	-	-	-	-

資料出所：実質GDP成長率は、内閣府「海外経済データ」。その他は、中国国家统计局「中国労働統計年鑑」、労働・社会保障部業務統計。

注1 実質GDP成長率は、前年比または前年同期比。

注2 就業者数、失業者数及び失業率は都市部調査（職業紹介所に登録した者）。毎年末の数字。

##### 全国労働・社会保障工作(事業)の目標等

###### 1 呉邦国副総理の書面指示

各級部門の良好な事業運営と財政部門等の支持により、社会保障事業は国有企業改革、社会安定に貢献した。

来年の社会保障事業の考え方は、中央経済工作会議にて既に明確となっているが、強調して言えば、第一に「2つの確保」を主要な事業として、再度新たな未払いが生じないようにすること、第二に遼寧省の社会保障体系試行業務を継続して進行すること・第三に就業ルートを積極的に開拓し、再就業を促進すること、第四に都市住民の最低生活保障が確実に到達されるようにし、特別に窮乏な企業労働者の生活に関心を払うことである。

社会保障事業は多数の者に関係するものであり、事業の方法を変えて、さらに多くの「雪中送炭」(注：貧しい者に支援を行う意味)をし、さらに多くの「冷門」(人のやりたがらない分野・仕事の意味)に向かうことにより、来年の豊1社会保障事業に死角が残らないようにしなければならない。

###### 2 張左己部長(大臣)の講話(2001年の事業状況について)



「2つの確保」業務はさらに確実なものとなった。本年1～10月に徴収した基本生活保障資金は190億元、養老保険費は1,600億元、中央から地方に対し「2つの確保」資金として財政補填した額は300億余りである。再就職サービスセンターの国有企業下崗労働者は生活費を基本的に受領し、養老年金を取得している離・退職者であるが、その数は3,100万人余りである。1～10月に給付した基本養老年金額は1,692億元であり、社会化支給率(企業を通じず、個人に直接支払った率)は97%に達した。

社会保障体系完全化の試行業務は初歩的な成果を得た。11月末までに、遼寧省で展開した試行業務において、23万人が並軌制度(下崗制度と失業保険制度とを並立させること)のもとで企業との労働関係を解除した。

下崗労働者の再就職サービスセンターからの退所及び並軌制度利用は平穩に進展している。1～10月に、全国で200万人余りの下崗労働者がセンターを退所し、そのうち90万人は協議期間の満了、100万人は雇用関係を解除した者である。

失業保険の役割は明確に増大した。年末までの推計では、失業保険加入者は1億350万人、基金増収分が40億元、全国の失業保険受領者数は350万人に達し、昨年末比で160万人の増加である。

医療保険制度の改革は安定的に推進された。10月までに、全国の91%の地級市で医療保険制度改革が開始され、カバー範囲は6,100万人である。

就業の拡大及び再就業支援はさらに強化された。1～10月の就職新規増は600万人近くとなり、そのうち再就業分が150万人である。本年の失業率は推計で4%以内にコントロールすることが可能であろう。

企業の賃金収入分配制度改革は進展を得た。現在、全国7、400余りの企業で経営者の年俸制モデルを実施し、1万あまりの企業で賃金集団協議モデルを展開している。26の省・自治区・直轄市で賃金指導ラインを公表し、88都市で労働市場価格を公布した。

### 3 来年の労働・社会保障工作の目標

来年は下崗労働者で失業者となる者も含め、失業者の増加力、見込まれ、労働者の配置及び基本生活保障の任務はとても重いものがある。国家としては、「三・三制」(基本生活手当資金を政府、企業、社会(保険基金)の3者で負担するやり方)による資金徴収方法を継続して実施し、下崗労働者の基本生活保障資金を確保する。重点地区及び重点企業の監察・コントロールにより生活保障の死角をなくす。中央財政として地方の下崗労働者基本生活保障資金の規模が縮小することのないよう支援し、下崗労働者の減少地区では、資金を下崗労働者のセンターからの退所、再就職支援や失業保険基金の補充のために用いる。養老年金の定時・全額支給を確保するとともに、養老保険制度の拡大、基金の徴収等に努める。

就業方面では、来年の就業者の新規増を800万人とし、失業率を4.5%にコントロールする。就業者の増加に努めるとともに、就業サービスの充実、新規産業・現代的サービス業に関する職業教育、職業訓練の改善、再就職優遇政策の実施に努める。遼寧省の方法を参考にして各省は就業促進政策を講じ、労働力流動や自営創業のための障害を除去し、多ルートでの就業を促進する。医療保険制度の改革を全国すべての省・自治区・直轄市において開始する。

## ●背景

これまで3%であった失業率が4%近くへ上昇することが見込まれるなど、雇用情勢は予断を許さない状況が続いており、来年の労働・社会保障事業は、これらの状況を踏まえ、引き続き社会の安定を重視した施策が展開されることとされている。特に、呉邦国副総理の書面指示では、事業のやり方を変えて、貧しい者への支援やこれまで重視されてこなかった分野の仕事を徹底して行うことが強調されており、弱者重視により社会の安定維持を図るべきとの姿勢が伺えるとともに、役所の官僚主義的な仕事のやり方を戒めており今後の施策展開が注目される。

### (2) 再就職支援施策の動向

国有企業の下崗労働者の基本生活保障と再就職を支援するため、2001年6月、「就業を促進し、保険に接続し、生活を保障する」という3つの主題のもとに、8つの方面にわたる「再就職援助行動の展開に関する通知」が発出された。通知の概要は以下のとおり。

### 1 訪問コンサルティング及び政策

労働保障部門の担当者が企業を訪問し、企業内の再就職サービスセンターに所属する下崗労働者に向けたコンサルティングサービス(再就職及び社会保障に関する説明指導)を督促するとともに、再就職政策優遇カード制度(カード所持者に対して各種の再就職支援措置を実施)を推進する。

### 2 職業指導

亜公共職業紹介機関において、下崗労働者に無料で職業指導を行う。

### 3 求人情報サービス及び求人紹介

求人情報を開発し、随時、無料で下崗・失業労働者に情報を提供するものとし、再就職希望の下崗労働者に対し、条件に符合する求人情報を1人あたり3回提供する。コミュニティーで就業ルートを開拓し、下崗・失業労働者の再就職基地を形成する。下崗・失業労働者の集中している地区で、専用の就職面接会を開催する。経済的に遅れている地区での下崗・失業労働者の労働移動を援助する。

### 4 技能訓練

当地の需給状況や下崗・失業労働者の従事していた職業、職種に適合するものを選び、技能訓練の受講希望者1人につき少なくとも1回、無料で訓練機会を付与する。

### 5 社会保険関係の接続

社会保険事務取扱機構は、企業から労働関係解除の通知を受領した後、すみやかに企業、再就職サービスセンター及び本人の口座の費用徴収記録を審査し費用徴収年数等を計算した上で、下崗労働者からの事情聴取、個人口座への振込等を無料で実施し、下崗労働者に「社会保険納入接続通知書」を交付する。

### 6 労働・社会保険事務の代理

公共職業紹介機関及び街道サービス網で、再就職サービスセンターを退所した下崗労働者に労働・社会保険事務の代理サービスを提供する。個人人事記録の代理管理及び社会保険費用の代理納入に関する手続法を制定し、下崗労働者の社会保険関係の接続を援助する。下崗労働者が失業している間、人事記録の保存を無料で行う。下崗労働者が開業する場合、労働・社会保険事務の代理サービスを提供する。

### 7 生活保障

センターは、下崗労働者がセンターを退所する前に各家庭の生活状況調査を行い生活が特に苦しい下崗労働者については、労働・社会保障部門に報告する。失業保険事務取扱機構は、失業者の失業保険金給付申請をすみやかに審査し、失業保険を給付する。失業保険受領中に病気になった者には医療補助金を支給する。都市部最低生活保障の条件を満たす失業者には援助を提供する。

### 8 特別困難者への対策

特別に困難な状況にある失業者に対し、労働・社会保障部門は追跡調査を実施し、重点的に援助を行う。

## (3) 中外合資等による職業紹介機関の設立

中国では地方政府や各種業界団体などが職業紹介機関を運営しているが、今般、「中外合資中外合作職業紹介機関設立管理暫行規定」が制定され、2001年12月1日より、中外合資もしくは中外合作の形態で職業紹介機関を設立できることとなった。

本規定制定の趣旨は、労働力市場の育成・発展就業サービス体系の改善を図るため、外資及び国外の先進的経験を利用し、各種の就業情報や職業紹介サービスを提供することを通じて、労働者の就業ルートを拡大し、就業機会を増加させることにある。

その背景として、経済のグローバル化が加速し、特に中国がWTO加盟後、国際市場競争に全面的に参加する中で、これに対応できる国際性を有するハイレベルの管理者、技術者が大量に必要となると考えられることがある。

本規定制定により、国外の先進的な就業サービス方式及び管理モデルの導入を通じて、就業サービスの水準が高まることが期待できるとともに、外資企業の職業紹介サービス領域での行為を規範化、法制化することで、労働力市場における各種の詐欺行為の防止、労働力市場の秩序維持にも寄与することが期待される。

本規定の概要は以下のとおり。

中外合資等による職業紹介機関設立に係る管理規程の概要

1 外商投資企業は、合資もしくは合作の形式で中国の職業紹介サービス市場に参入できる。独資により職業紹介機関を開設することや、外国企業の駐在事務所や中国で設立されている外国商会は、中国において職業紹介サービスを行うことはできない。

2 これらの機関の業務範囲は、中国、外国双方の求職者及び雇用者に対し、職業紹介サービスを提供すること、職業指導、コンサルティングを行うこと、労働市場情報を収集、提供すること、労働保障部門の同意を得て採用面接会を実施すること等である。

3 機関の設立を申請するにあたっての条件は次のとおり。

- 1) 外国側投資者は、職業紹介に従事する法人で、登録国で職業紹介サービスを行った経歴があり、信用があること。
- 2) 中国側投資者は、職業紹介資格を持つ法人であり、信用があること。
- 3) 最低30万米ドル以上の登記資本、3名以上の職業紹介資格を持つ専従職員を有すること。
- 4) 業務範囲を明確にし、機関の規定・管理制度を設けること。
- 5) 固定した場所に事務所施設を有すること。
- 6) 主要な経営者が、職業紹介サービス業務に従事した経歴を有すること。

4 設立の手続きは、事務所所在地を管轄する人民政府労働保障行政部門及び対外経済貿易行政部門の批准を経て、所在地の工商行政管理局に登録を行う

5 機関の管理は、労働・社会保障部、国家工商行政管理局が責任を負うその経営行為に対しては、労働力市場管理規定(2000年11月29日公布・施行)及び外商投資企業に関する規定を適用する。

職業紹介業務については、当面は合資または合作形態での進出に限られるものの、今後これらの分野での外資企業の進出が進むことが予想される。

#### (4) 大学生の就業意識調査結果

2001年11月30日、中国の新聞「中国信息報」は、中国教育部発行の雑誌「中国大学就業」に掲載された「第1回大学生就業調査報告」に基づき、最近の大学生の就業動向等について報じているところ、その概要は以下のとおり。

##### ●調査結果

##### 1) 最も希望する職業

人気のある3大職業は、a.専門的技術職(26%)、b.管理業務(24%)、c.企画業務(19%)。

次いで、営業・販売(8%)、行政関係(8%)、公的機関(7%)、財務(4%)の順となっている。

## 2) 職業選択の基準

95年、96年の調査では「収入」が第一位であったが、今次調査では、会社の発展性(19%)、才能を生かせる(18%)、報酬・福利厚生(16%)の順である。

次いで、業務環境(13%)、経済効益(11%)、所在都市(9%)、自分の専門に合致(4%)、出国チャンス(4%)、戸籍問題の解決(4%)、知名度(2%)となっている。

## 3) 就業を希望する都市

上海(32.37%)、北京(27.67%)、深セン(12.13%)の順となっており、これに次いで広州、大連等があげられている。

## 4) 希望する収入

希望する収入最低ラインは、1000元から3000元の間で56%が集中し、その平均は2244.6元である。ただし、学生の専攻(文化系か理科系か)、学歴(本科生か研究生か)、地域(発達地区か西部か)により大きな差がみられる。

なお、全自の36大中都市の平均月収は約1798元であり、学生自己の収入に比較的高い理想を抱いている。

## 5) 専攻との関係

仕事と専攻の関係をあまり重視しないとする者が44%、全く関係ないとする者が33%おり、4分の3の学生は、仕事を探す際に自分の専攻を重視していない。

## 6) 最初に就職した企業への在職希望年数

「1~2年」が25%、「2~3年」が29%、「3~4年」が6%、「労働契約で定められた期間」が18%あり、5年以内に70%の者が最初の企業を離職することを想定している。

## 7) 功をなし名を遂げる年齢の希望

成功を遂げる年齢として、59%が28歳から35歳までの年齢を掲げている。

一方で35歳から45歳までの年齢を掲げる者は9%、45歳以上で成功しようとする者はわずか1%にすぎない。

## 8) 就職のための準備

就職のために身につけたい性格としては、第一に「新しい道を切り開く勇氣」(18%)が挙げられ、次いで「着実、まじめさ」(17%)、「協調性」(16%)、「競争への参加意欲」(10%)等となっている。

また、準備する物品として、「リクルート用衣装」(25%)、「携帯電話」(22%)、ポケベル(15%)、「パソコン」(13%)、「書籍」(8%)、「インターネットカード」(6%)、「化粧品」(3%)があげられており、これらの物品購入費用として、500~1500元を要したとする者が25%、1500元以上を要したとする者が

23%いる。

---

---

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 第1部 2001～2002年の海外情勢

### 第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

#### 第3節 アジア

##### 香港

#### 経済及び雇用・失業の動向

香港では、輸出が経済を牽引しているが、アメリカと日本の景気減速等から輸出が減少に転じたため、2001年の経済成長率は0.1%となった。

これに伴い、失業率も、2000年の4.9%から5.1%へと上昇した。

表1-19 香港の実質GDP成長率及び雇用・失業の動向

表1-19 香港の実質GDP成長率及び雇用・失業の動向

(%、千人)

	1997年	1998	1999	2000	2001				
					1～3月	4～6	7～9	10～12	
実質 GDP 成長率	5.0	-5.3	3.0	10.4	0.1	2.2	0.8	-0.4	-1.4
労働力人口	3,235	3,276	3,320	3,374	3,424	3,404	3,410	3,440	3,440
就業者数	2,292	2,126	2,252	2,293	2,285	2,302	2,343	2,320	2,285
失業者数	71	154	208	167	174	150	153	186	210
失業率	2.2	4.7	6.3	4.9	5.1	4.5	4.5	5.3	6.1

資料出所：香港政府統計処「Hong Kong Monthly Digest of Statistics」

実質GDP成長率及び失業率は、内閣府「海外経済データ」

注1 実質GDP成長率は、前年比または前年同期比。

2 就業者数は、公務員を除く。また、四半期値は3月、6月、9月の数値。

3 四半期ごとの失業率は、季節調整値。



## 第1部 2001～2002年の海外情勢

### 第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

#### 第3節 アジア

##### シンガポール

#### 1 経済及び雇用・失業の動向

シンガポール経済は、2001年後半の世界経済減速の影響を受けて、エレクトロニクス関連等を中心に輸出が大幅に減少したため、2001年の経済成長率はマイナス2.0%となった。

このため、2001年は雇用情勢も次第に悪化し、2001年第4四半期の失業率が4.4%となるなど深刻化し、2001年全体の失業率も3.5%となった。

表1-20 シンガポールの実質GDP成長率と雇用・失業の動向

(千人、%)

	1997年	1998	1999	2000	2001				
					1～3月	4～6	7～9	10～12	
実質GDP成長率	8.4	0.3	6.4	10.7	-2.0	5.0	-0.5	-5.4	-6.6
就業者数	1,831	1,870	1,886	2,095	2,047	-	-	-	-
失業者数	35	63	70	65	72	53	56	80	98
失業率	1.8	3.3	3.5	3.1	3.5	2.4	2.6	3.8	4.4

資料出所：貿易産業省統計局ホームページ  
 人材開発省「Yearbook of manpower statistics 2001」  
 注：実質GDP成長率は前年（同期）比。



---

## 第1部 2001～2002年の海外情勢

### 第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

#### 第3節 アジア

##### シンガポール

#### 2 雇用・失業対策

---

(1)

2001年10月12日、リー・シェンロン副首相は、失業情勢の悪化を踏まえ雇用支援など8項目を柱とする113億シンガポールドル(以下Sドルとする1Sドル≒67.83円2001年)の第2次景気対策を発表した。この予算規模は、7月に発表した第1次景気対策の5倍、また1998年のアジア金融危機対策(105億Sドル)をも上回る規模となった。

第2次景気対策を打ち出した背景には、第1次景気対策の規模が小さく、経済界から第2次景気対策を望む声が高まったこと、主要な輸出先であるアメリカの経済減速が同時多発テロの影響で深刻化すると予測されること、などがあつた。

今回の対策は、

- 1)税金還付
- 2)地場企業支援
- 3)不動産関連措置
- 4)インフラ事業の前倒し実施
- 5)雇用支援
- 6)低所得者・失業者支援
- 7)ニュー・シンガポール・シェアの導入
- 8)公務員給与の削減

の8項目を柱とする。それぞれ(3)及び(7)を除く)の主な概要は以下のとおり。

#### 第2次景気対策の概要

##### 1 税金還付

2001年度(1～12月)の法人税納税額のうち2万5,000Sドルまでの部分については50%、これを超える部分については5%

を還付する。2002年度についても、5%の還付を実施する。個人所得税については、2001年度の還付率を10%から15%に引き上げ、2002年度には10%を還付する。

## 2 地場企業支援

地場企業支援スキームに基づく法人向け融資金利を既存、新規とも1%に引き下げる。また、小規模企業向け融資制度を新設する(2億5,000万Sドル規模)。

## 3 雇用支援

職業訓練プログラムに参加した40歳以上の失業者を雇用した企業に支給されている50%の賃金補助の上限を、600Sドルから2,000Sドルへ引き上げ、適用期間を3ヵ月から6ヵ月に延長する。

技能再開発プログラムの全日制コースへ参加している失業者や解雇者への補助金を、現行の600Sドルから、最終賃金の75%または1,000Sドルのいずれか低い額へ引上げる。定時制コースの参加者については、補助金を3.8Sドルから5.7Sドルへ引き上げる。労働者の資格取得研修講座の授業料に対する補助を、現行の80%から90%へ引き上げる。

## 4 低所得者・失業者支援

低所得者に対し公共料金を一部還付し、また2001年1月1日以降に解雇された者に対して医療費を最大40%還付する。

## 5 公務員給与の削減

国会議員、高級官僚の給与を2001年11月から1年間、10%引き下げる。

## 第1部 2001～2002年の海外情勢

### 第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

#### 第3節 アジア

#### インドネシア

#### 経済及び雇用・失業の動向

インドネシア経済は、2001年後半の世界経済減速の影響を受けて、輸出が大きく減速したが、民間消費が堅調に推移したため、2001年の経済成長率は3.3%となり、他のアジア諸国と比べて堅調さを維持した。

しかし、失業情勢はここ10年来最も悪化し、2001年の失業者数は800万人、失業率は8.1%となった。

表1-21 インドネシアの実質GDP成長率と雇用・失業の動向

表1-21 インドネシアの実質GDP成長率と雇用・失業の動向  
(千人、%)

	1997年	1998	1999	2000	2001
実質 GDP 成長率	4.5	-13.1	0.8	4.9	3.3
就業者数	85,406	87,672	88,817	89,838	90,807
失業者数	4,197	5,062	6,030	5,813	8,005
失業率	4.7	5.5	6.4	6.1	8.1

資料出所：インドネシア中央統計局ホームページ  
内閣府「海外経済データ」

## 第1部 2001～2002年の海外情勢

### 第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

#### 第3節 アジア

##### タイ

#### 1 経済及び雇用・失業の動向

---

タイ経済は、2001年後半の世界経済減速の影響を受けて、電子・電気産業等の輸出が減少したため、2001年の経済成長率は全体では1.8%となったが、個人消費が堅調であり、建設投資が年後半より回復したこともあり、景気は第4四半期には回復に転じた。

失業情勢をみると、2001年の第1四半期には失業率が4.8%となったが、その後改善し、2001年全体では3.9%となった。1997年の経済危機以降、98年からかなりの勢いで増加していた企業倒産と解雇労働者の数は、2000年にピーク(倒産企業5,645社、解雇労働者16万1,484人)となった後、2001年には倒産企業1,137社、解雇労働者3万119人と大幅に減少した。

---

## 第1部 2001～2002年の海外情勢

### 第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

#### 第3節 アジア

##### タイ

#### 2 政府が雇用対策の実施を発表

---

2001年暮、政府は雇用創出、職業訓練、中小企業促進等を盛り込んだ総額58億バーツの雇用対策プログラムを実施すると発表した。具体的には、バンコク周辺に現在9つある職業訓練及び雇用相談施設を新たに4つ新設することや自営業等の開始を支援する基金の設立等が主な内容であり、現在ほぼ予定どおり進められている。

---

## 第1部 2001～2002年の海外情勢

### 第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

#### 第3節 アジア

##### タイ

### 3 失業保険制度導入の延期を発表

2001年9月30日、チャバリット副首相は社会保障基本制度の枠を失業者にも拡大し、失業保険制度を導入する用意があることを明確にした。その後、導入時期や内容について様々な調整が行われた結果、内容については、

- 1) 政労使が各1%の保険料を負担すること、
- 2) 給付は離職前賃金の50%とすること、
- 3) 最長給付期間は180日とすること

とされた。そして、制度導入のための勅令制定を前提とした公聴会を2002年秋に全国数カ所で開催することが、その後発表された。導入時期については、公聴会次第であるものの、2002年内に勅令案が出され、徴収開始は2003年10月かそれ以降となるとみられる。なお、2002年4月から社会保障法が改正され、各種社会保険の適用対象を従来の労働者10人以上から1人以上に大幅に拡大したところであり、失業保険の適用対象もこれと同一になる見通しである。

表1-22 タイの実質GDP成長率と雇用・失業の動向

表1-22 タイの実質GDP成長率と雇用・失業の動向

(千人、%)

	1997年	1998	1999	2000	2001				
						1～3月	4～6	7～9	10～12
実質GDP成長率	-1.4	-10.5	4.4	4.6	1.8	1.7	1.8	1.6	2.1
就業者数	31,714	30,270	30,758	31,289	-	30,445	31,388	-	-
失業者数	495	1,423	1,383	1,198	-	1,582	1,188	-	-
失業率	1.5	4.4	4.2	3.6	3.3	4.8	3.5	2.6	2.4

資料出所：タイ国家統計局労働力調査  
内閣府「海外経済データ」

注 就業者及び失業者は国家統計局による労働力調査（年に2回～4回実施）の結果の平均である。

## 第1部 2001～2002年の海外情勢

### 第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

#### 第3節 アジア

##### マレーシア

#### 1 経済及び雇用・失業の動向

マレーシア経済は、世界的なIT需要減少やその主要輸出相手国であるアメリカの景気後退により、輸出が大きく減少したため、2001年の経済成長率は0.4%となった。

失業率は、ここ10年ほど3%前後で推移し、ほぼ完全雇用の水準といわれているが、2001年の失業率は、3.6%となった。

表1-23 マレーシアの実質GDP成長率と雇用・失業の動向

表 1 - 23 マレーシアの実質GDP成長率と雇用・失業の動向  
(千人、%)

	1997年	1998	1999	2000	2001
実質 GDP 成長率	7.3	-7.4	6.1	8.3	0.4
就業者数	8,817	8,597	8,741	9,322	9,535
失業者数	412	284	268	107	357
失業率	2.5	3.2	3.4	3.1	3.6

資料出所：マレーシア統計局  
内閣府「海外経済データ」



## 第1部 2001～2002年の海外情勢

### 第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

#### 第3節 アジア

##### マレーシア

### 2 雇用・失業対策

2001年10月3日、政府は先に発表した景気対策の一環として、失業者の教育訓練プログラムの実施を発表した。同プログラムには、解雇労働者と3年以上失業している中途退学者を対象とする「技能改善特別訓練プログラム」と、失業中の大卒者を対象とする「実習・訓練プログラム」の2つのプログラムがあり、合わせて9種類の個別プログラムが用意されている。予算規模は3億リンギ(1リンギ≒31.98円2001年)で、約4万人が恩恵を受けることとなる。

プログラムの概要は以下のとおり。

#### 失業者の教育訓練プログラム

##### 1.技能改善特別訓練プログラム

###### (1) 解雇労働者および3年以上失業している中途退学者向けプログラム

学校修了証あるいはディプロマの取得に向けた専門技能訓練で、受講時間はそれぞれ120、600時間。受講料は政府が負担し、参加者には1ヵ月につき、200～500リンギの範囲内で、最終賃金の半額が支給される。受講途中で職を得た場合でも、定時制で訓練を継続しなければならない。その場合には、1日につき10～20リンギが支給される。

###### (2) 情報通信技術および語学訓練プログラム

対象者は大卒者とディプロマ保持者。情報通信技術については基礎と上級コースがあり、語学については、英語、アラブ語、中国語など商業的価値の高い言語の習得をめざす。受講料は政府が負担し、参加者には1ヵ月につき、大卒者の場合は500リンギ、ディプロマ保持者の場合は400リンギ支給される。

##### 2.失業中の大卒者向け実習・訓練プログラム

###### (1) 修士課程進学スキーム

修士課程進学の資格保持者に対し、国家高等教育基金から授業料と生活費を融資する。

###### (2) 政府関係機関での体験・訓練スキーム

公務員の訓練機関であるINTANあるいは公務員局が承認した公共・民間訓練機関で、6ヵ月間、情報通信技術、数学、英語の訓練を受ける。受講料は政1府が負担し、参加者には1ヵ月につき、大卒者の場合は500リンギ、ディプロマ保持者の場合は400リンギ支給される。

###### (3) 公立大学での補助教員としての実習

修士課程進学の資格保持者に対しては国家高等教育基金から授業料と生活費を融資し、公立大学で補助教員として働くための進学を奨励する。実習期間は、1ヵ月につき500リンギが支給される。

###### (4) 政府機関での補助調査員としての実習

期間は6ヵ月間で、1日につき20リンギ支給される。

(5) 農業起業家育成スキーム

適性検査を受けたうえ、農業ビジネスについてのプロジェクト案を提出しなければならない。参加者には訓練期間中、1日につき20リンギ支給されるほか、プロジェクト向けの融資が受けられる。

(6) 民間の専門企業での実習・訓練

エンジニアリング、農業、会計、調査などの分野に属する企業での6ヵ月間の実習・訓練。参加者には1ヵ月につき500リンギ支給される。

(7) 中小企業での情報通信技術の実習

情報通信技術を向上させる3ヵ月の訓練コースを受講した後、さらに3ヵ月間、中小企業で実習をおこなう。参加者には1ヵ月につき500リンギ支給される。

## 第1部 2001～2002年の海外情勢

### 第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

#### 第3節 アジア

##### フィリピン

#### 1 経済及び雇用・失業の動向

---

フィリピン経済は、世界的なIT関連需要減少や主要輸出先であるアメリカの景気後退により2001年半ばから大きく減速し、2001年の経済成長率は3.4%となった。しかし、雇用の約4割を占める農業が好調だったことや、金利低下、物価安定等により、民間消費が好調な伸びを示し、景気は他のアジア諸国に比べて堅調さを維持した。

失業者数は通貨危機前までは200万人台で推移してきたが、98年以降は300万人台で推移するようになった。失業率は、他のアジア諸国に比べ、高い水準にあるのが特徴で、2001年は11.2%となった。フィリピンでは、海外への労働者送り出し政策による失業増大の解消が大きな政策の1つとなっている。

---

## 第1部 2001～2002年の海外情勢

### 第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

#### 第3節 アジア

##### フィリピン

#### 2 雇用・失業対策

アロヨ政権は、失業問題を重要視し、海外への就職の斡旋と農業部門の雇用増加を重点的に雇用対策事業を展開している。

##### (1) 2001年の職業紹介事業の概況

2002年2月27日、労働雇用省は、様々な雇用対策事業により、2001年の雇用増加計画め目標値、110万人の79%は達成できたと発表した。労働統計局の報告によると、全体で86万4,737人が、公共の職業斡旋機関により就職を斡旋されたが、このうち5万6,213人が自営業になり、1万3,317人が公共の職業訓練所で訓練を受けた。また、政府は、マニラ首都圏への人口の集中を防止するために、地方での職業紹介事業を重要視してきたが、同報告によると、66万3,759人が地方で職を得た。

また、2001年、政府は、労働市場において不利な労働者(身体障害者、解雇労働者、地方からの出稼ぎ労働者、海外で失職し帰国した労働者、学校を中退した学生等)に対する、特別プログラムを実施し、12万796人が就職したとしている。

マニュエル・G・イムソン労働雇用次官は、政府の職業紹介事業促進の努力は、政府の実施する雇用促進事業と併せて行うことでより一層効果的であると述べ、全国の雇用環境は、就労機会の開拓と解雇抑制への行政指導により改善しつつあると説明している。

##### (2) 海外への労働者送り出し政策の実状

現在のフィリピンの経済成長では、急速な労働力人口の増加に見合う雇用創出は非常に困難な状態にある。このため、アロヨ大統領は、2002年、新規の海外出稼ぎ労働者を年間100万人にするという政策目標を打ち出している。また、Sto.トーマス労働雇用大臣によると、2001年、海外での就労機会の開拓と情報提供により、6万5518人の失職した労働者が海外での再就職機会を得ている。

ただし、海外人材派遣会社協会(FAME)の関係者は、アロヨ大統領の政策目標は、達成不可能だと批判している。この背景には、最近、労働雇用省が、悪徳海外人材派遣業者の排除を目的に、海外への職業紹介業務に関する事業登録料を100万ペソから200万ペソに増額決定したことがある。これにより、小規模の人材派遣会社が営業を停止せざるを得ない状態になった。FAMEの関係者は、労働雇用省が、解雇された労働者海外で就職させる政策を強化しようとするれば、海外人材派遣事業に対する理解と規制緩和が必要であり、政府目標は、小規模の人材派遣会社の営業努力なしに達成するのは不可能に近いと訴えている。

表1-24 フィリピンの実質GDP成長率と雇用・失業の動向

表1-24 フィリピンの実質GDP成長率と雇用・失業の動向

	(千人、%)				
	1997年	1998	1999	2000	2001
実質GDP成長率	5.2	-0.6	3.4	4.0	3.5
就業者数	27,715	27,911	28,669	28,285	29,156
失業者数	2,640	3,145	3,085	3,541	3,653
失業率	8.4	10.1	9.7	11.2	11.2

資料出所：フィリピン国家統計局統計

内閣府「海外経済データ」

注 就業者数、失業者数、失業率は、国家統計局による労働力調査「Labor Force Survey」の結果で、1、4、7、10月の調査結果の平均である。

### (3) 農業部門での雇用増加計画

アロヨ大統領は、2001年6月の施政方針演説において、「2004年までに、農業部門で100万人の雇用を創出する」と公約し、政府内に「100万人雇用創出委員会」を設立し、目標の実現に取り組んでいる。この公約実現のために、大統領は、毎年200億ペソ(1ペソ≒2.38円2001年)を財政投資するという。

2001年の失業率は後半にやや改善し、これは、農業部門での雇用の増加が、製造業で増加した失業者を吸収したためとみられるが、「100万人雇用創出委員会」によると、2001年10月から2002年2月までの間、穀物生産と畜産部門で合計16万4,288人の雇用が創出された。

同委員会では、新技術の導入によって農業の生産性を向上させることで新規雇用を創出するという政策の重要性を興調している。農業関係者も、政府が、有益な総括的農業改革事業に政策を集中し、有効な土地改良事業や耕地整理事業に低利融資を実施すれば一層の雇用創出できると予想している。また、下院の地方議員は、この事業に対する国民の継続的な支持を得るには、財政投資の地域的な配分と農業労働者の賃金や雇用契約の内容に配慮する必要があると主張している。

## 第1部 2001～2002年の海外情勢

### 第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

#### 第4節 大洋州

##### オーストラリア

#### 1 経済及び雇用・失業の動向

---

オーストラリアの経済は、2000年7月に導入された財・サービス税(GST、10%)の影響などにより、個人消費が減速し、民間投資が大幅に減少したため、2001年は2.4%と91年以来の低水準となった。

これに伴い、失業率も2000年終わりから徐々に上昇し、2001年は6.7%となった。

---

---

## 第1部 2001～2002年の海外情勢

### 第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

#### 第4節 大洋州

##### オーストラリア

#### 2 2001－2002年度予算案の発表

---

2001年5月22日、政府は2001－2002年度予算案を発表した。このうち、労働・社会保障関係の重点施策等の概要は以下のとおり。

#### ●労働・社会保障関係重点政策

##### (1) 高齢者支援策(Acknowledging Older Austrolians)

###### 1) 所得を有する高齢者への税制支援

実効課税最低限の引上げ(年間所得で単身20,000豪ドル、夫婦32,612豪ドル。1豪ドル≒62.88円2001円)

###### 2) 老齢年金受給者など低所得高齢者への一時金支給(300豪ドル)

###### 3) 連邦高齢者ヘルスケアカードの所得対象の拡大

所得要件の緩和(年間所得で単身41,000豪ドル、夫婦68,767豪ドル)

連邦高齢者ヘルスケアカード保有者は、薬剤購入時の低自己負担制度や州・地方政府の公共料金の減免措置を受けられる。

###### 4) 55歳以上65歳未満の世代の老後に備えた資産形成の支援

退職年金基金の資産額を社会保障給付の資産制限から除外

###### 5) 老人介護サービス改善のための支出増(4年間で5,800方豪ドル)

表1－25 オーストラリアの実質GDP成長率と雇用・失業の動向



表1-25 オーストラリアの実質GDP成長率と雇用・失業の動向

	1998年	1999	2000	2001				
				1～3月	4～6	7～9	10～12	
実質GDP成長率	5.4	4.5	3.3	2.6	0.6	1.1	1.1	1.3
就業者数	8,572	8,765	9,031	9,130	9,070	9,134	9,124	9,190
雇用者数	7,302	7,483	7,750	7,880	7,819	7,893	7,846	7,961
失業者数	728	661	616	667	722	672	644	630
失業率	7.7	7.0	6.3	6.7	6.5	6.8	6.8	6.8

資料出所：実質GDP成長率は内閣府「海外経済データ」  
 その他はOECD「Quarterly Labour Force Statistics」  
 注 実質GDP成長率は前年（前期）比。

## (2) 福祉システム改革(Australians Working Together)－就労の促進

社会保障受給者の就労復帰を強く促すための福祉システム改革に今後4年間で総額17億豪ドルを支出する。

- 1) 3ヵ月以上の失業者の全てが職業訓練を受けられるよう訓練施設を拡充
- 2) 長期失業者に対する特別支援体制の整備
- 3) 求職者の需要にきめ細かに対応するための相談体制の強化
- 4) 障害者の特別教育・訓練、雇用機会の拡充
- 5) 就労しながら社会保障給付を受ける者に対する税控除(Working Credit)
- 6) 職業訓練を受けながら社会保障給付を受ける者に対する税控除(Training Credit)
- 7) 読み書き、計算能力訓練のための補助
- 8) 社会保障給付における相互主義の拡大
  - a.40歳未満の失業者に就労等を義務付け(失業手当受給の要件としてパートタイム労働、就学、地域サービスへの従事を課す)
  - b.40歳以上50歳未満の失業にパートタイム労働、就学等を促す
  - c.児童扶養手当受給者に一定の就労復帰活動を促す

## (3) 保健システムの拡充(Enhancing Our Health System)

- 1) 一般医(GP)の診察に対するメディケア給付の引上げ
  - 2) 時間外・緊急医療体制の拡充(4年間で4,340万豪ドル)
  - 3) 地方部のGP支援、GPの看護師雇用支援(4年間で1億豪ドル)
  - 4) メンタル医療、ぜんそく、子宮ガンなど特定分野の医療サービスの拡充
- 
-

## 第1部 2001～2002年の海外情勢

### 第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

#### 第4節 大洋州

##### ニュージーランド

#### 経済及び雇用・失業の動向

ニュージーランド経済は、2001年9月に米国で発生したテロ事件により一時的に株価やコンフィデンスが急落し、2001年の実質GDP成長率は1.8%となったが、2001年12月には回復に転じ、個人消費や投資等、内需面は好調に推移している。

雇用情勢は良好で、マハーレー社会福祉・雇用大臣によると、2001年5月～2002年4月の1年間で新たな雇用が63,000件創出され、失業率は2001年は5.3%に低下した。特に最近では、長期失業者が減少しており、2000年5月～2002年4月の2間の2年間で、6ヵ月以上の長期失業者は12,000人減少した。

表1-26 ニュージーランドの実質GDP成長率と雇用・失業の動向

表1-26 ニュージーランドの実質GDP成長率と雇用・失業の動向

(%、千人)

	1997年	1998	1999	2000	2001				
						1～3月	4～6	7～9	10～12
実質GDP成長率	2.8	-0.7	4.2	3.6	1.8	0.2	1.8	0.2	0.6
就業者数	1,736	1,725	1,750	1,779	1,823	1,806	1,809	1,818	1,861
雇業者数	1,388	1,373	1,380	1,406	1,461	1,445	1,449	1,450	1,501
失業者数	124	139	128	113	102	109	100	97	103
失業率	6.6	7.5	6.8	6.0	5.3	5.7	5.3	5.1	5.2

資料出所：実質GDP成長率はOECD「Main Economic Indicators」  
 その他はOECD「Quarterly Labour Force Statistics」

注 実質GDP成長率は前年（同期）比。